



HLDGS.

第50回

定時株主総会 招集ご通知



日時

2021年7月29日（木曜日）
午前10時（受付開始時間：午前9時）

場所

東京都江東区有明三丁目4番10号
東京ファッションタウンビル
（TFTビル）
西館2階 TFTホール500

決議
事項

第1号議案
当社と株式会社ヤマダホール
ディングスとの株式交換契約
承認の件
第2号議案
取締役8名選任の件

株式会社大塚家具

証券コード：8186

目次

第50回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
計算書類	32
株主総会参考書類	34

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、株主様の安全確保及び感染拡大防止のため、可能な限り書面による議決権行使をお願い申し上げます。

また、本株主総会へのご出席を検討されている株主様（特に高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠をされている方）は、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

株主総会会場において、株主様の安全に配慮した感染予防の措置を講じる場合もございますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

(証券コード 8186)
2021年7月9日

株 主 各 位

東京都江東区有明三丁目6番11号

株式会社 大塚家具

代 表 取 締 役 三 嶋 恒 夫
会 長 兼 社 長

第50回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第50回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年7月28日（水曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2021年7月29日（木曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都江東区有明三丁目4番10号
東京ファッションタウンビル（TFTビル）西館2階 TFTホール500
3. 株主総会の目的事項
 - 報 告 事 項 第50期 （自2020年 5 月 1 日
至2021年 4 月 30 日） 事業報告及び計算書類報告の件
 - 決 議 事 項
 - 第 1 号 議 案 当社と株式会社ヤマダホールディングスとの株式交換契約承認の件
 - 第 2 号 議 案 取締役 8 名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

(1) 賛否の表示のない議決権行使書用紙の取り扱いについて

各議案について賛否の表示がない議決権行使書用紙が提出された場合は、「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

(2) 一部書類のインターネット上のウェブサイト掲載について

招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.idc-otsuka.jp/company/ir/meeting/>)に掲載することをもちまして、株主の皆様に対するご提供とみなさせていただきますので、本招集ご通知には掲載しておりません。

- ① 株主資本等変動計算書
- ② 計算書類の個別注記表
- ③ 会計監査人の監査報告
- ④ 監査役会の監査報告

また、招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、株主総会参考書類「第1号議案 当社と株式会社ヤマダホールディングスとの株式交換契約承認の件」のうち、株式会社ヤマダホールディングスの定款及び同社の最終事業年度に係る計算書類等の内容につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社のウェブサイト(<https://www.idc-otsuka.jp/company/ir/meeting/>)に掲載しております。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 事業報告、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合、又は新型コロナウイルス感染症等の流行状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.idc-otsuka.jp/company/ir/meeting/>)に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 2020年 5 月 1 日)
(至 2021年 4 月30日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度(2020年5月1日から2021年4月30日)における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況が続いているものの、持ち直しの動きも見られました。

このような環境の中で、当社は「上質な暮らし」を提供することを変わらぬ使命に、高級品・中級品を主軸とした世界中の優れた商品をリーズナブルな価格で、インテリアのコンサルティングサービスをはじめとした充実したサービスとともに提供するビジネスモデルを継続しながら、早期の業績回復に向けて以下の事業構造改革に取り組んでいます。

[新執行体制発足]

2020年12月1日付で代表取締役会長兼社長の三嶋恒夫を筆頭とした新執行体制へ移行しました。経営管理本部・営業本部・商品流通本部における取締役専務執行役員の配置と大型店舗の責任者3名を含む6名の新執行役員の選任により、業務執行と責任の明確化を図り、業績回復を加速してまいります。

[株式会社ヤマダホールディングスとの連携]

2019年2月の業務提携の基本合意と、その一層の深化を目的とした同年12月の資本提携契約の締結により、ヤマダホールディングスグループでの当社家具の販売や当社店舗での家電の販売、法人部門との協業等に取り組み、家具・インテリアと家電を合わせた「暮らしまるごと」提案の一層の向上を図っています。

株式会社ヤマダデンキでの当社家具の販売については、当事業年度末時点で113店舗に拡大しており、当社からヤマダホールディングスグループへ76名(株式会社ヤマダデンキへ62名、株式会社ヤマダホールディングスへ14名)が出向し、家具・家電販売のノウハウの相互の習得、人材育成等に努めています。

当社店舗での家電の販売については、2020年2月より当社直営店舗において開始した家電の取扱いを8店舗に拡大しました。9月にオープンした寝室特化型専門店「Bedroom

Gallery GINZA」においても上質なライフスタイルを求めるお客様に家電を含めた快適な寝室空間を提案しています。今後も家具と家電、リフォームの総合提案による相乗効果で売上拡大を図ってまいります。

法人部門では、株式会社ヤマダデンキとの協業による法人案件の獲得のほか、ヤマダホールディングスグループの株式会社ヤマダホームズとの顧客の相互紹介に取り組み、2021年2月からは株式会社ヒノキヤグループとの販売提携を開始しています。

【オムニチャネル化への取り組み】

インターネットの普及・進化によりリアル店舗の意義が変化する中、「店舗」「Eコマース」「外商」の3つの販売チャネルの融合・関係により、売上・利益の最大化を図っています。

インターネットでの情報収集を起点とした購買行動が一般化する中、ユーザビリティ向上を目的としたホームページ及びEコマースサイトの継続的な改修を行う等、Eコマース事業の強化に注力しています。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から在宅やサテライト勤務等の新たな働き方が定着する中、特に在宅勤務を充実させる商品を主として売上高は大幅に伸長しました。また、場所にとらわれず気軽にインテリアのコンサルティングサービスをご利用いただけるリモートインテリア相談では、電話だけでなくコミュニケーションアプリLINE、Web会議ツールZoom等を利用することにより、店舗での対面接客と同様にお客様の多様なご相談・ご要望にお応えし、快適な住まいづくりについてのご提案を行っています。

これらの取り組みは、店舗での接客、販売の代替としてだけでなく、店舗への集客やお客様との接点を増やすという観点からも注力しています。

【BtoB事業への取り組み】

法人需要の取り込みにつきましては、ホテルや企業のオフィスの内装・家具を請け負うコントラクト事業及び住宅事業者をはじめとする企業様との販売提携に継続して取り組んでいます。

法人営業部や各店舗での取り組みのほか、日本国内での独占販売権を有するイタリアのラグジュアリーブランドの専門店「Poltrona Frau Tokyo Aoyama」、「Poltrona Frau Osaka」、ドイツを代表するハイクオリティブランドの専門店「ROLF BENZ TOKYO」を展開しており、これらのブランド力を活かし、設計事務所等への営業活動をさらに強化してまいります。

[在庫水準の適正化及び物流費用の低減と業務効率の改善の取り組み]

2020年6月の「アウトレット&リワース横浜」のオープンに続き、株式会社ヤマダデンキの新宿エリア内の店舗効率化のために閉店した旧LABI新宿東口館にて、当社の家具・インテリアを特別価格にてご提供する大規模催事を10月より期間限定で開催(2021年3月21日終了)、11月には株式会社ヤマダデンキのLABI名古屋へのアウトレット品の供給を開始しました。販売終了品や閉店・減床店舗、既存店舗の店頭展示品等を販売していくことで売上に寄与するとともに、在庫水準の適正化、物流に係る費用の低減と業務効率の改善、及び他店舗の展示商品の入れ替えの活性化による収益力の強化を図っています。

また、同目的で長期滞留在庫について処分すること及び一部たな卸資産の保有目的の変更を決定し、第3四半期においてたな卸資産評価損5億83百万円を計上しております。

店頭展示品等の販売による在庫削減と並行し、新規ブランド・商品の導入を進めており、今後も店舗展示の魅力を一層高めてまいります。

[その他の取り組み]

経営資源を集約させることで経営の効率化を図ることを目的とし、当社の完全子会社であるリンテリア株式会社及びレントリア株式会社を吸収合併することを12月に決議し、2021年2月1日付で吸収合併しております。

以上に取り組み、当事業年度の売上高は前年同期間(2019年5月1日～2020年4月30日)比で24億75百万円の増収(9.8%増)の277億99百万円となりました。主な内訳は、店舗が257億44百万円、コントラクトが19億99百万円であります。増収の主な要因は、株式会社ヤマダホールディングスとの連携による家具や家電販売の増収が39億14百万円、コントラクト事業の増収が5億16百万円です。一方で、閉店(2020年5月銀座本店等)による減収が24億85百万円でありました。同期間の営業状況としては、緊急事態宣言が解除された5月後半より入店件数及び受注は回復し、既存店売上高の前年同月比は5月に22.1%減と底打ちし、6月は2.7%減、以後は前年に消費増税前の駆け込み需要のあった9月を除き前年同月比2桁増に転じました。最需要期である4月においても緊急事態宣言下となったものの、同状況下にあった前年程の入店件数の落ち込みは見られず、今年に入って以降も既存店売上高は継続して前年の水準を大きく上回りました。また、家電取扱店における家電売上構成比は6月に家電の販売を本格始動して以降、10%を超えて推移し、家具と家電のトータル提案が定着しつつあります。巣ごもり需要等の追い風もあり、家電売上高は28億74百万円となりました。

売上総利益は、前期に計上したたな卸資産評価損対象商品の販売による繰入益等により改善し、140億7百万円となりました。販売費及び一般管理費は、店舗再編による賃借料の低減等により160億80百万円となり、営業損失は20億73百万円(前年同期間比38億54百万円の改善)、経常損失は22億56百万円(同37億99百万円の改善)、当期純損失は23億71百万円(同36億37百万円の改善)となりました。

部門別商品別売上高

区 分		金 額 百万円	構成比 %	前期比増減 %
家 具	収 納 家 具	174	0.6	－
	和 家 具	40	0.1	－
	応 接	5,599	20.1	－
	リビングボード	1,389	5.0	－
	学 習 ・ 事 務	1,934	7.0	－
	ダ イ ニ ン グ	4,563	16.4	－
	ジュタン・カーテン	1,915	6.9	－
	寝 具	6,509	23.4	－
区 分		金 額 百万円	構成比 %	前期比増減 %
家 具	電 気 ・ 住 器	3,942	14.2	－
	単 品	356	1.3	－
	リトグラフ・絵画	35	0.1	－
	そ の 他	1,325	4.8	－
	家 具 売 上 高 計	27,785	99.9	－
不 動 産 賃 貸 収 入		13	0.1	－
合 計		27,799	100.0	－

(注) 前事業年度は決算期変更に伴い2019年1月1日から2020年4月30日までの16カ月決算となるため、前期比増減は記載しておりません。

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は1億28百万円で、その主なものは、店舗設備費用、システム開発費用であります。

(3) 資金調達の状況

今般の新型コロナウイルス感染症による影響に鑑み、経営の安定化を図るべく、手元流動性を厚く保持することを目的として、株式会社ヤマダ電機(現 株式会社ヤマダホールディングス)と2020年6月に20億円の借入極度基本契約を締結し、借入を実行しております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、完全子会社であるリintera株式会社及びレントリア株式会社を2021年2月1日付で吸収合併し、両社の権利義務を承継いたしました。

(7) 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社は創業以来、「上質な暮らし」を提供することを変わらぬ使命に、高級品・中級品を主軸とした世界中の優れた商品を、中間マージンを省いたリーズナブルな価格で、インテリアのコンサルティングサービスをはじめとした充実したサービスとともに提供することに注力しております。

この基本方針の下、顧客ニーズや為替変動などに適応した付加価値の高い「商品開発」、質の高いコンサルティングサービス等を支える「人材育成」、収益力改善のための「効率化」に不断に取り組むとともに、当社の事業と関連の深い住宅市場の縮小、少子高齢化、インターネットの普及と進化、新型コロナウイルス感染症影響の長期化等、経営環境とそれに伴う消費者行動の変化を事業拡大や業績回復への機会として捉え、売上高及び売上総利益の最大化とともに販売費及び一般管理費の最小化を実現することにより、早期に黒字化を図り、安定的な財務基盤の確立を図ってまいります。

① 売上拡大(売場・事業領域の拡大)

[株式会社ヤマダホールディングスとの連携強化・加速]

2019年2月の業務提携の基本合意と、その一層の深化を目的とした同年12月の資本提携契約の締結により、株式会社ヤマダデンキでの当社家具の販売や当社店舗での家電の取扱いに加え、法人部門との協業による法人案件の獲得や、グループ企業間での販売提携に取り組み、家具・インテリアと家電を合わせた「暮らしまるごと」提案の一層の向上を図ってまいります。

[オムニチャネル化への取り組み強化]

インターネットの普及・進化によりリアル店舗の意義が変化する中、「店舗」「Eコマース」「外商」の3つの販売チャネルの融合・関係により、売上・利益の最大化を図ってまいります。

インターネットでの情報収集を起点とした購買行動が一般化する中、ユーザビリティ向上を目的としたホームページ及びEコマースサイトの継続的な改修を行い、リアル店舗への集客を強化するとともに、Eコマース事業の強化に取り組めます。また、当社の強みである質の高いコンサルティングサービスを活かしたりリモートインテリア相談の開始等により、リアル店舗とインターネットの垣根を超えたサービスを提供し、お客様の利便性を高めてまいります。

[BtoB事業の強化]

個人顧客の需要のみならず、高齢化を背景に需要が増す高齢者住宅をはじめ、ホテルや

企業のオフィス等の法人需要の取り込みや、ヤマダホールディングスグループ企業をはじめとする住宅事業者等の企業との販売提携にも継続して注力してまいります。また、日本国内での独占販売権を有するラグジュアリーブランド等のブランド力を活かし、設計事務所等への営業活動を強化してまいります。

〔費用の低減と業務効率改善の取り組み〕

当事業年度までに注力してきた店舗再編による賃借料の低減や、在庫水準の適正化等による物流費用の低減、株式会社ヤマダホールディングスのグループシナジーを活かした費用削減、業務効率の改善に引き続き取り組み、利益及びキャッシュ・フローの改善を図ってまいります。

これらの施策により、業績回復に努めてまいります。

② 安定的な財務基盤の確立

当社は2019年3月に第三者割当による新株式の発行及び第1回新株予約権の発行を実施し、2019年4月には第2回新株予約権の発行を行いました。また、2019年12月には株式会社ヤマダ電機(現 株式会社ヤマダホールディングス)を割当先として第三者割当による新株式及び第3回新株予約権の発行を行いました。

2021年6月には、今般の新型コロナウイルス感染症による影響に鑑み、経営の安定化を図るべく手元流動性を厚く保持することを目的として、株式会社ヤマダホールディングスと20億円の借入極度基本契約を締結し、借入を実行しております。

今後も、調達資金の有効な活用を行い、早期の営業利益黒字化を実現し、安定的な財務基盤の確立を図ってまいります。

(9) 財産及び損益の状況

区 分 \ 年 度	第47期 (2017年12月期)	第48期 (2018年12月期)	第49期 (2020年4月期)	第50期(当期) (2021年4月期)
売 上 高 (百万円)	41,079	37,388	34,855	27,799
経 常 損 失 (△) (百万円)	△5,144	△5,313	△7,754	△2,256
当 期 純 損 失 (△) (百万円)	△7,259	△3,240	△7,718	△2,371
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△410.62	△172.15	△225.04	△40.97
総 資 産 (百万円)	29,169	20,927	18,587	16,079
純 資 産 (百万円)	17,648	12,729	11,788	9,416

- (注) 1. 1株当たり当期純損失(△)は、期中平均株式数から期中平均自己株式数を控除し、算出しております。
2. 第47期、第48期、第49期につきましては、1株当たり当期純損失(△)を算定するための普通株式の期中平均株式数について、「株式付与E S O P信託」が所有する当社株式の数を控除しております。なお、第50期につきましては、「株式付与E S O P信託」が終了したことに伴い、自己株式104,400株を消却しております。
3. 第49期につきましては、事業年度の変更に伴い、2019年1月1日から2020年4月30日までの16カ月間となっております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社に関する事項

当社の親会社は株式会社ヤマダホールディングス(旧 株式会社ヤマダ電機)で、同社は当社の株式を30,000千株(持株比率51.40%)保有しております。

なお、同社は2019年12月30日に実施いたしました第三者割当増資により、当社の親会社に該当することとなりました。

また、当社と株式会社ヤマダホールディングスは、それぞれ2021年6月9日開催の取締役会において、株式会社ヤマダホールディングスを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行うことを決議し、同日付で、両社の間で株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)を締結いたしました。

なお、本株式交換は、株式会社ヤマダホールディングスにおいては、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第796条第2項の規定に基づき、株主総会の決議による承認を必要としない簡易株式交換の手続により、また、当社においては、2021年7月29日に開催予定の当社の定時株主総会において本株式交換契約のご承認を受けた上で、2021年9月1日を効力発生日として行うことを予定しております。

本株式交換の効力発生日(2021年9月1日予定)に先立ち、当社の普通株式は、株式会社東京証券取引所JASDAQスタンダード市場において、2021年8月30日付で上場廃止(最終売買日は2021年8月27日)となる予定です。

② 親会社との間の取引に関する事項

当社は、株式会社ヤマダホールディングスとの間で商品の仕入取引を行っております。

ア. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

一般的に行われている取引条件と同等の基準を基本とし、市場価格を勘案した上で合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

イ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての当社の取締役会の判断及びその理由

当社は、社外取締役及び社外監査役が出席する取締役会において、取引の必要性、条件の公平性及び適正性を多面的に判断しており、当社の利益を害することはないと判断しております。

ウ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

当社には重要な連結子会社がないため、連結計算書類を作成しておりません。

④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

家具小売(応接家具、寝具、ダイニング等)

(12) 主要な営業所等

名 称	所 在 地	T E L
本 社	東京都江東区有明三丁目6番11号	03 (5530) 4321(代)
有 明 本 社 シ ョ ー ル ー ム	東京都江東区有明三丁目6番11号	03 (5530) 5555(代)
サ ッ ポ ロ フ ァ ク ト リ ー	北海道札幌市中央区北二条東四丁目	011 (200) 4321(代)
南 船 橋 店	千葉県船橋市浜町二丁目2番7号	047 (420) 4321(代)
新 宿 シ ョ ー ル ー ム	東京都新宿区新宿三丁目33番1号	03 (5379) 4321(代)
Bedroom Gallery GINZA	東京都中央区銀座七丁目8番9号	03 (3573) 4321(代)
横浜みなとみらいショールーム	神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目6番5号	045 (650) 4321(代)
アウトレット&リワース横浜	神奈川県横浜市鶴見区寛政町21番1	045 (505) 4321(代)
名古屋栄ショールーム	愛知県名古屋市中区東桜一丁目14番27号	052 (951) 4321(代)
神戸ショールーム	兵庫県神戸市中央区東川崎町一丁目2番2号	078 (360) 4321(代)
大阪南港ショールーム	大阪府大阪市住之江区南港北二丁目1番10号	06 (6612) 4321(代)
アウトレット&リワース 大阪南港	大阪府大阪市住之江区南港北二丁目1番10号	06 (6612) 4321(代)
なんばパークス	大阪府大阪市浪速区難波中二丁目10番70号	06 (6633) 4321(代)
福岡ショールーム	福岡県福岡市博多区下川端町3番1号	092 (281) 4321(代)
法人営業部	東京都江東区有明三丁目6番11号	03 (6265) 3222(代)
Poltrona Frau Tokyo Aoyama	東京都港区南青山五丁目2番13号	03 (3400) 4321(代)
Poltrona Frau Osaka	大阪府大阪市中央区道修町三丁目6番1号	06 (6201) 4321(代)
ROLF BENZ TOKYO	東京都港区南青山六丁目4番6号	03 (6419) 4321(代)
横浜サービスセンター	神奈川県横浜市鶴見区寛政町21番1	045 (505) 1234(代)
名古屋サービスセンター	愛知県名古屋市中川区広川町三丁目1番地9	052 (354) 4321(代)
大阪港サービスセンター	大阪府大阪市港区海岸通二丁目6番15号	06 (6572) 1011(代)
九州サービスセンター	福岡県糟屋郡新宮町下府二丁目3番1号	092 (963) 5711(代)

- (注) 1. Poltrona Frau Osakaを2020年5月15日をもって開設いたしました。
 2. 銀座本店を2020年5月31日をもって閉鎖いたしました。
 3. アウトレット&リワース横浜を2020年6月10日をもって開設いたしました。
 4. Bedroom Gallery GINZAを2020年9月25日をもって開設いたしました。
 5. 東日本法人コントラクト営業部を2021年4月1日をもって東京都江東区に移転し、名称を法人営業部に変更いたしました。
 6. 西日本法人コントラクト営業部を2021年4月1日をもって閉鎖いたしました。

(13) 従業員の状況

従業員数		前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	623名	△40名	43.5歳	16.8年
女性	327	△18	37.8	13.3
合計又は平均	950	△58	41.6	15.7

- (注) 1. 執行役員は、従業員数に含まれておりません。
2. 他社からの出向者は、従業員数に含まれております。
3. 他社への出向者は、従業員数に含まれておりません。

(14) 主要な借入先

今般の新型コロナウイルス感染症による影響に鑑み、経営の安定化を図るべく、手元流動性を厚く保持することを目的として、株式会社ヤマダ電機(現 株式会社ヤマダホールディングス)と2020年6月に20億円の借入極度基本契約を締結し、借入を実行しております。なお、事業年度末日における同社からの借入額はありません。

(15) その他株式会社の現況に関する重要な事項

① 継続企業の前提に関する注記

当社は、2016年12月期より継続して営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、当事業年度におきましても営業損失20億73百万円を計上し、営業キャッシュ・フローはマイナスとなりました。

これらにより、当社には継続企業の前提に関する疑義を生じさせる事象又は状況が存在しておりますが、2021年4月単月は営業黒字を達成し、足元の状況は回復傾向にあります。

当社は、当該状況を解消すべく以下のとおり対応してまいります。

ア. 売上・利益改善策

コスト圧縮につきましては、店舗規模の適正化等、前事業年度までに一定程度終了しておりますが、経済環境の変化に鑑み引き続き取り組んでまいります。売上の構造改革につきましては、当社の事業と関連の深い住宅市場の縮小、少子高齢化、インターネットの普及と進化、新型コロナウイルス感染症影響の長期化等、経営環境とそれに伴う消費者行動の変化に対応すべく以下に取り組み、業績回復に努めてまいります。

[新執行体制発足]

2020年12月1日付で代表取締役会長兼社長の三嶋恒夫を筆頭とした新執行体制へ移行しました。経営管理本部・営業本部・商品流通本部における取締役専務執行役員の配置と大型店舗の責任者3名を含む6名の新執行役員の選任により、業務執行と責任の明

確化を図り、業績回復を加速してまいります。

[株式会社ヤマダホールディングスとの連携強化・加速]

2019年2月の業務提携の基本合意と、その一層の深化を目的とした同年12月の資本提携契約の締結により、株式会社ヤマダデンキでの当社家具の販売や当社店舗での家電の取扱いに加え、法人部門との協業による法人案件の獲得や、グループ企業間での販売提携に取り組み、家具・インテリアと家電を合わせた「暮らしまるごと」提案の一層の向上を図ってまいります。

[オムニチャネル化への取り組み強化]

インターネットの普及・進化によりリアル店舗の意義が変化する中、「店舗」「Eコマース」「外商」の3つの販売チャネルの融合・連係により、売上・利益の最大化を図ってまいります。

インターネットでの情報収集を起点とした購買行動が一般化する中、ユーザビリティ向上を目的としたホームページ及びEコマースサイトの継続的な改修を行い、リアル店舗への集客を強化するとともに、Eコマース事業の強化に取り組みます。また、当社の強みである質の高いコンサルティングサービスを活かしたリモートインテリア相談の開始等により、リアル店舗とインターネットの垣根を超えたサービスを提供し、お客様の利便性を高めてまいります。

[BtoB事業の強化]

個人顧客の需要のみならず、高齢化を背景に需要が増す高齢者住宅をはじめ、ホテルや企業のオフィス等の法人需要の取り込みや、ヤマダホールディングスグループ企業をはじめとする住宅事業者等の企業との販売提携にも継続して注力してまいります。

また、日本国内での独占販売権を有するラグジュアリーブランド等のブランド力を活かし、設計事務所等への営業活動を強化してまいります。

[費用の低減と業務効率改善の取り組み]

当事業年度までに注力してきた店舗再編による賃借料の低減や、在庫水準の適正化等による物流費用の低減、株式会社ヤマダホールディングスのグループシナジーを活かした費用削減、業務効率の改善に引き続き取り組み、利益及びキャッシュ・フローの改善を図ってまいります。

これらの施策により、業績回復に努めてまいります。

イ. 安定的な財務基盤の確立

当社は2019年3月に第三者割当による新株式の発行及び第1回新株予約権の発行を実施し、2019年4月には第2回新株予約権の発行を行いました。また、2019年12月には株式会社ヤマダ電機(現 株式会社ヤマダホールディングス)を割当先として第三者割当による新株式及び第3回新株予約権の発行を行いました。

2021年6月には、今般の新型コロナウイルス感染症による影響に鑑み、経営の安定化を図るべく手元流動性を厚く保持することを目的として、株式会社ヤマダホールディングスと20億円の借入極度基本契約を締結し、借入を実行しております。

今後も、調達資金の有効な活用を行い、早期の営業利益黒字化を実現し、安定的な財務基盤の確立を図ってまいります。

これらの対応策は実施途上にあることから、現時点においては、継続企業の前提に関する不確実性が認められますが、払拭には至っておりません。

なお、計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する不確実性の影響を計算書類及びその附属明細書には反映しておりません。

② 重要な後発事象に関する注記

上記「(10)重要な親会社及び子会社の状況」「①親会社に関する事項」に記載のとおり、当社と株式会社ヤマダホールディングスは、それぞれ2021年6月9日開催の取締役会において、株式会社ヤマダホールディングスを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行うことを決議し、同日付で、両社の間で株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)を締結いたしました。

なお、本株式交換は、株式会社ヤマダホールディングスにおいては、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第796条第2項の規定に基づき、株主総会の決議による承認を必要としない簡易株式交換の手続により、また、当社においては、2021年7月29日に開催予定の当社の定時株主総会において本株式交換契約のご承認を受けた上で、2021年9月1日を効力発生日として行うことを予定しております。

本株式交換の効力発生日(2021年9月1日予定)に先立ち、当社の普通株式は、株式会社東京証券取引所JASDAQスタンダード市場において、2021年8月30日付で上場廃止(最終売買日は2021年8月27日)となる予定です。

③ 事業年度末日後における資金調達

2021年6月に株式会社ヤマダホールディングスと極度額を20億円とする借入極度基本

契約を締結、借入を実行しております。

2. 会社の株式に関する事項（2021年4月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 77,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 57,886,246株（自己株式470,054株を除く。）
- (3) 株主数 19,806名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ヤ マ ダ ホ ー ル デ ィ ン グ ス	30,000 千株	51.83 %
株 式 会 社 テ ィ ー ケ ー ピ ー	1,290	2.23
株 式 会 社 SBI 証 券	574	0.99
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	497	0.86
大 塚 春 雄	453	0.78
株 式 会 社 き き よ う 企 画	430	0.74
山 田 雄 太	411	0.71
池 田 浩 明	394	0.68
マ ネ ッ ク ス 証 券 株 式 会 社	313	0.54
大 塚 家 具 従 業 員 持 株 会	259	0.45

(注) 持株比率は、自己株式470,054株を除外して算出しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2021年4月30日現在）

その他新株予約権等に関する重要な事項

第1回新株予約権(2019年3月4日発行)		
決議年月日		2019年2月15日
新株予約権の数(個)	※	65,000 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	※	普通株式 6,825,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	※	1個につき46,000
新株予約権の行使期間	※	2019年3月11日～2022年3月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	※	発行価格 437 (注) 2 資本組入額 218.5
新株予約権の行使の条件	※	—
新株予約権の譲渡に関する事項	※	新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※	—

※ 当事業年度の末日(2021年4月30日)における内容を記載しております。

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、105株であります。

2 2019年12月12日開催の取締役会において決議いたしました第三者割当による新株式の発行に伴い、行使価格を調整いたしました。

第2回新株予約権(2019年4月1日発行)		
決議年月日		2019年2月15日
新株予約権の数(個)	※	18,000 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	※	普通株式 1,890,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	※	1個につき46,000
新株予約権の行使期間	※	2019年4月2日～2024年3月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	※	発行価格 437 (注) 2 資本組入額 218.5
新株予約権の行使の条件	※	—
新株予約権の譲渡に関する事項	※	新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※	—

※ 当事業年度の末日(2021年4月30日)における内容を記載しております。

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、105株であります。

2 2019年12月12日開催の取締役会において決議いたしました第三者割当による新株式の発行に伴い、行使価格を調整いたしました。

第3回新株予約権(2019年12月30日発行)		
決議年月日		2019年12月12日
新株予約権の数(個)	※	90,000 (注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	※	普通株式 9,000,000 (注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	※	1個につき24,300
新株予約権の行使期間	※	2019年12月30日～2022年12月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	※	発行価格 243 資本組入額 121.5
新株予約権の行使の条件	※	—
新株予約権の譲渡に関する事項	※	新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※	—

※ 新株予約権の発行時における内容を記載しております。

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2021年4月30日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	三 嶋 恒 夫	株式会社ヤマダホールディングス代表取締役社長兼ＣＯＯ
取 締 役	上 野 一 郎	専務執行役員営業本部長
取 締 役	佐 野 春 生	専務執行役員経営管理本部長兼経営企画部長 秋田木工株式会社取締役
取 締 役	狛 裕 樹	専務執行役員商品流通本部長
取 締 役	清 野 大 輔	営業副本部長
取 締 役	村 澤 庄 司	株式会社ヤマダホールディングス取締役兼執行役員事業統轄本部管掌
取 締 役	名 取 暁 弘	株式会社ヤマダホールディングス事業統轄本部インテリア家具事業部長
取 締 役	阿 南 剛	潮見坂総合法律事務所パートナー
常 勤 監 査 役	藤 野 欽 靖	
監 査 役	黒 田 克 司	ユニデンホールディングス株式会社社外監査役 生命保険契約者保護機構監事 株式会社東京証券取引所社外監査役 一般社団法人Baker Tilly Japan理事長 監査法人日本橋事務所名誉理事長 学校法人中央大学監事 株式会社東京商品取引所社外監査役 学校法人聖路加国際大学監事
監 査 役	江 藤 真理子	TMI総合法律事務所パートナー スターゼン株式会社社外監査役

(注) 1. 当事業年度中の取締役の異動

就任

2020年7月30日付

取締役

三嶋 恒夫

取締役

清野 大輔

取締役

村澤 庄司

取締役

名取 暁弘

取締役

阿南 剛

退任

2020年7月30日付

取締役

陳 海波

取締役

田中 満雄

取締役

佐々木新一

2020年12月1日付

代表取締役社長

大塚久美子

代表取締役社長大塚久美子氏は、辞任による退任であります。

2. 当事業年度中の取締役の地位・担当の異動

2020年9月14日付

氏 名

(新)

(旧)

佐野 春生

取締役専務執行役員流通本部長

取締役専務執行役員流通本部長
兼海外営業部管掌

2020年12月1日付

氏 名

(新)

(旧)

三嶋 恒夫

代表取締役会長兼社長

代表取締役会長

上野 一郎

取締役専務執行役員営業本部長
兼外商部長

取締役専務執行役員営業商品本部長
兼外商部長

佐野 春生

取締役専務執行役員経営管理本部長
兼経営企画部長

取締役専務執行役員流通本部長

粕 裕樹

取締役専務執行役員商品流通本部長

取締役執行役員経営管理本部長
兼経営企画部長

清野 大輔

取締役営業副本部長

取締役営業商品副本部長

2021年1月1日付

氏 名

(新)

(旧)

上野 一郎

取締役専務執行役員営業本部長

取締役専務執行役員営業本部長
兼外商部長

2021年3月1日付

氏 名

(新)

(旧)

上野 一郎

取締役専務執行役員営業本部長
兼法人本部管掌

取締役専務執行役員営業本部長

2021年4月1日付

氏 名

(新)

(旧)

上野 一郎

取締役専務執行役員営業本部長

取締役専務執行役員営業本部長
兼法人本部管掌

3. 取締役阿南剛氏は社外取締役であります。なお、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員として届出をしております。
4. 監査役黒田克司氏及び江藤真理子氏は社外監査役であります。なお、当社は、両氏を株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員として届出をしております。
5. 取締役阿南剛氏、監査役黒田克司氏及び江藤真理子氏の重要な兼職先と当社との間には、特別の利害関係はありません。
6. 監査役黒田克司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役江藤真理子氏は、弁護士の資格を有しており、法令に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 当社は執行役員制を導入しております。2021年6月24日現在の執行役員は前掲の執行役員を兼務する取締役の他に次の6名を加え9名で構成しております。

執	行	役	員	喜	多	卓	則	総務部長
執	行	役	員	横	山	英	雄	法人営業部長
執	行	役	員	栗	原	真	由子	商品部長
執	行	役	員	小	澤	和	彦	新宿ショールーム店長
執	行	役	員	渡	辺	暢	之	有明本社ショールーム店長
執	行	役	員	犬	塚		理	大阪南港ショールーム店長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に規定される最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役、執行役員及びその他会社法上の重要な使用人を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、その保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により、被保険者の法律上の損害賠償金及び争訟費用等が填補されます。ただし、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者自身の直接の行為により身体障害・財物損壊があったことに起因する場合等は填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等に関する事項

- ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定の方法
当社は、指名報酬諮問委員会の答申を踏まえ、2021年2月11日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。
- ② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要
取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は以下のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役(社外取締役を除く。)の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう業績と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。なお、社外取締役の報酬については、独立した立場から経営の監督を行うという職責を勘案し、固定報酬としての基本報酬のみとする。

2. 取締役の個人別の報酬等(業績連動報酬等及び非金銭報酬等のいずれでもないものに限る。)の額又はその算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬を現金にて支給するものとし、その額は、役位、職責等を勘案して決定するものとする。

当社の取締役(原則として、常勤取締役に限る。)の役員退職慰労金は、在任中の功労や会社業績等を踏まえ、株主総会に付議することがあり、その場合において、株主総会の決議が得られた場合に、役員退任後に現金にて支給するものとし、その額は、当社の役員退職慰労金規程に基づき、在任年数及び平均月額報酬額を基準とした上で、在任中の功労や会社業績等も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 取締役の個人別の報酬等のうち、業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役(社外取締役を除く。)の業績連動報酬等は、当社の各事業年度の経常利益を指標とし、各事業年度の経常利益が一定の水準を上回る場合、賞与として、当該事業年度終了後に一括して現金にて支給することがある。当該業績連動報酬等の額は、役位、職

責、業績指標の目標値の達成度等を勘案して決定するものとする(なお、業績連動報酬等の総額は、支給日の前事業年度の経常利益の1%以内の金額とする。)

4. 取締役の個人別の報酬等のうち、非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役（社外取締役を除く。）の非金銭報酬等は、ストックオプションとし、当社の業績等を踏まえ、付与することがある。付与する場合の額又は数は、役位、職責等を勘案して決定するものとする。また、ストックオプションの支給時期については、会社業績又は株価を考慮して、取締役会が決定するものとする。

5. 基本報酬の額、役員退職慰労金の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役（社外取締役を除く。）の種類別の報酬等の額の割合については、当社の業績等を踏まえ、前記基本方針に相応しい構成及び割合とする。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に際し、当社の代表取締役及び独立社外取締役で構成し、委員長を独立社外取締役とする指名報酬諮問委員会に取締役の報酬等に関する方針及び各取締役の報酬案を諮問することとし、取締役会は、指名報酬諮問委員会の答申を尊重するものとする。

7. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任することとするときにおける、当該委任を受ける者等に関する方針

当社の取締役の個人別の報酬等のうち、賞与については、取締役会で決定した取締役の賞与の総額の範囲内における各取締役への賞与の配分の決定権限を当社の代表取締役社長に委任するものとする。代表取締役社長のかかる決定権限が適切に行使されるようにするための措置として、当社は、代表取締役及び独立社外取締役で構成し、委員長を独立社外取締役とする指名報酬諮問委員会に各取締役の賞与の額の案を諮問することとし、代表取締役社長は、各取締役の賞与について、指名報酬諮問委員会の答申を尊重するものとする。

- ③ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の報酬等の内容については、指名報酬諮問委員会に諮問し、指名報酬諮問委員会から取締役会に答申がなされた上で、2020年9月10日開催の取締役会において当該答申を尊重して決定しており、2021年2月11日開催の取締役会において決議した決定方針に沿うものであると判断しております。なお、取締役の賞与を含めた業績連動報酬等及び非金銭報酬等は、当社の経営状況や業績を踏まえ支給しておりません。

- ④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	8名 (4名)	25,870千円 (9,000千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	23,600千円 (12,000千円)
合 計	11名	49,470千円

- (注) 1. 当事業年度末現在の人員は、取締役8名(うち社外取締役1名)、監査役3名(うち社外監査役2名)であります。上記支給人員には、2020年7月30日開催の第49回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名及び2020年12月1日に退任した取締役1名の支給額が含まれております。また、無報酬の社内取締役が4名在籍しております。
2. 当事業年度における役員退職慰労引当金は業績を勘案し繰入を中断しております。上記の報酬等の総額には含まれておりません。
3. 上記のほか、使用人兼務役員の使用人としての職務に対する報酬として48,526千円を支給しております。
4. 取締役の報酬限度額は、2019年3月31日開催の第48回定時株主総会において年額1億4,000万円以内(うち社外取締役分は、年額3,000万円以内。なお、使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まない。)と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名(うち、社外取締役は3名)です。また、かかる金銭報酬の限度額とは別枠にて、ストックオプションに関する取締役の報酬限度額は、当該定時株主総会において年額6,000万円以内と決議しております。
5. 監査役の報酬限度額は、2019年3月31日開催の第48回定時株主総会において年額4,000万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名(うち社外監査役は2名)であり、監査役の報酬については監査役の協議において決定しております。
6. 当事業年度においては、業績連動報酬等及び非金銭報酬等は支給しておらず、これらは上記の報酬等の総額には含まれておりません。

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	阿 南 剛	就任後開催の取締役会全12回のうち12回に出席し、主に弁護士としての専門的知識と企業法務に関する豊富な経験からの確かな発言を適宜行っております。また、指名報酬諮問委員会の委員長を務めております。
監 査 役	黒 田 克 司	当事業年度開催の取締役会全15回のうち15回に出席し、また監査役会全13回のうち13回に出席し、主に公認会計士としての専門的知識と豊富な役員経験から発言を適宜行っております。
監 査 役	江 藤 真理子	当事業年度開催の取締役会全15回のうち15回に出席し、また監査役会全13回のうち13回に出席し、主に弁護士としての専門的知識と豊富な企業法務の経験から発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が8回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任開花監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------|----------|
| ① 当社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 | 35,000千円 |
| ② 当社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 37,727千円 |

(注) 1. 会計監査人の報酬等について、監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しております。株式会社ヤマダホールディングスの連結決算に係る監査に準拠した監査手続き等を実施するためのものであります。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の適正な職務の遂行が困難であると認めた場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

監査役会は、会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると認めた場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。当事業年度末日時点における「業務の適正を確保するための体制」の内容及び運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 役職員は、大塚家具グループの企業行動基準に基づき、法令及び社内規程等の遵守はもとより、社会規範を尊重し、企業の社会的責任を十分に認識して良識ある事業運営及び職務の遂行を心掛けるものとする。当社は、役職員全員に企業行動基準小冊子と内部統制・コンプライアンスハンドブックを配布して遵守を徹底する。
- ② 当社は、コンプライアンスに違反する行為等を未然に防止するために、内部通報窓口を設置する。内部通報窓口において通報を受付けたときは、コンプライアンス・リスク管理委員会(以下C R委員会)において迅速かつ適切に調査し、コンプライアンスに違反する事実を確認したときは、是正措置及び再発防止策を実施する。
- ③ 当社は、取締役会の意思決定機能と監督機能を強化し、かつ経営の客観性を確保するために、株主総会の選任により社外取締役を設置する。
- ④ 当社は、役員の指名及び取締役の報酬に関する重要事項の検討を行い、その結果を取締役に答申する指名報酬諮問委員会を設置する。
- ⑤ 監査役は、取締役の職務執行を監査するために、必要な範囲で取締役会以外の重要な会議体にオブザーバーとして出席することができる。
- ⑥ 内部監査部門は、内部監査規程、内部統制規程及び監査計画に基づき、業務監査及び財務報告に係る内部統制の評価を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告する。また、監査の結果は、代表取締役社長及び監査役のみならず、指定された関連部署の長にも伝達して監査情報を共有する。監査対象部署に指摘事項等が発見された場合は、是正を指示し、その是正状況を確認する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報並びにこれを記録した文書及び電磁的記録等は、法令、定款、文書保存規程、機密情報管理規程、稟議規程等に基づき適切に保存及び管理する。
- ② 取締役及び監査役は、取締役の職務執行に係る情報を随時閲覧又は聴取できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、損失の危険の管理に関する規程として、リスク管理規程、コンプライアンス・リスク管理委員会規程、内部通報規程、投資委員会規程、インサイダー取引管理規程、情報システムセキュリティ規程、個人情報保護規程等を制定し、各規程を適切に運用する。

- ② C R 委員会は、会社が直面する又は将来直面する可能性のあるコンプライアンスに関する問題、企業価値や事業運営に重大な影響を及ぼす緊急事態に対して、迅速かつ適切に対策を決定して実施し、その実施状況を確認するとともに再発防止策を速やかに講じる。また、C R 委員会が必要と判断した事項は、代表取締役社長へ報告又は決裁を仰ぎ迅速に対応する。C R 委員会の委員長は、コンプライアンス・リスク管理を担当する執行役員とする。
- ③ リスク管理を所管する部署は、業務遂行の適正性を管理するとともに、リスクの発生を未然に防止する組織横断的なリスク管理を行い、その有効性を定期的に評価する。
- ④ 大災害等の緊急事態が発生した場合、当社は、事業を継続するにあたり、代表取締役社長を本部長とする災害対策本部を設置し、損失を最小限に止めるための対策を迅速かつ的確に決定し実行する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は原則として毎月一回以上開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令、定款及び取締役会規程に定める重要事項を決議する。また、取締役の職務執行を監督する。
- ② 代表取締役社長の諮問により経営に関する重要事項の立案、調査及び検討を行い、その結果を答申する諮問委員会を設置する。
- ③ 執行役員制度に基づき、経営の意思決定機能及び監督機能と業務執行機能を分離し、それぞれの機能を強化して、効率的に職務を執行する。

(5) 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社ならびに子会社の役職員は、大塚家具グループの企業行動基準及び業務の適正を確保するために必要な諸規程を遵守するものとする。子会社の内部統制システムは、原則として子会社が自主的に整備するものとし、必要に応じて当社に助言を求める。
- ② 子会社を所管する部署の長は適宜、当社の内部監査部門に業務監査の実施を指示し、その結果を取締役会及び監査役に報告する。
- ③ 子会社の役職員は、大塚家具グループに著しい損失を与えるおそれのある事実を察知したときは、直ちに、当社の子会社を所管する部署の長、又は内部通報の受付窓口を通じて C R 委員会に報告するものとし、C R 委員会は、対応を協議し迅速に対処する。
- ④ 子会社を所管する部署の長は、効率的なグループ経営を推進するため、必要ある場合は子会社との会議を開催して情報交換を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項、その取締役及び使用人の取締役（当該取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びにその取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役が職務を補助する役職員を求めた場合、当社は、必要な役職員を配置する。
- ② 監査役の職務を補助する役職員は、その職務にある期間は、当該監査役以外の役職員からの指揮命令は受けない。また、当該役職員の当該期間における人事考課等については、監査役会の意見を尊重する。
- ③ 監査役の職務を補助する役職員は、監査役が必要と認めた場合に限り、監査役と共に、取締役会その他の重要な会議体に出席することができる。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- ① 役職員は、社内外からの情報により、当社に著しい損失を与えるおそれのある事実を察知したときは、直接又はリスク管理を所管する部署を通じて当該事実を監査役に報告する。
- ② リスク管理を所管する部署の長及び内部監査部門の長は、定例で監査役とのミーティングを開催し、リスク管理の状況、業務監査の結果及び内部統制の運用状況の評価等について報告する。
- ③ 監査役は、いつでも役職員に対して報告を求め、関連する資料を徴求することができる。

(8) 子会社の取締役、監査役、及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

- ① 子会社の役職員は、子会社に著しい損失を与えるおそれのある事実を察知したときは、当該事実を子会社を所管する部署の長に報告する。
- ② 子会社を所管する部署の長は、子会社の役職員から報告を受けた事項について、すみやかに当社の監査役に報告するものとする。

(9) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社は、監査役に報告をした者について報告の事実及び報告内容を秘匿し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨、関連規程において明記する。
- ② 監査役は、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役はその理由の開示を求めることができる。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役から職務の執行について生ずる費用の前払又は償還、負担した債務の弁済を求められた場合には、当該費用等が明らかに監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、これに応じる。

(11) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- ② 監査役は、会計監査人、リスク管理を所管する部署の長、内部監査部門の長及び子会社を所管する部署の長等との連携を密にし、効率的に監査を実施する。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に準拠した内部統制システムの整備、運用及び評価を行う指針として内部統制規程を制定する。
- ② 当社は、構築した内部統制システムの整備状況及び運用状況を評価した上で、適宜、必要な是正を行って内部統制システムを適正に機能させることにより、財務報告の信頼性を確保する。

(13) 反社会的勢力を排除するための体制

- ① 当社は、社会の秩序や市民生活の安全に脅威を与える反社会的勢力、組織又は団体とは関わりをもたず、毅然とした態度で臨み、これらの脅威に屈しないことを基本方針とし企業行動基準に定める。
- ② 当社は、反社会的勢力の排除に関し、企業行動基準に基本的な考え方を示し役職員全員に周知徹底を図るとともに、対応マニュアルを整備し、警察や顧問弁護士等と連携して組織全体として対応する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

上記「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要は次のとおりです。

(1) コンプライアンスに関する取り組み

全役職員に企業行動基準小冊子及び内部統制・コンプライアンスハンドブックを配布し、コンプライアンスの徹底を図っております。また、コンプライアンスを所管する部署において、業務の適正性や各種法改正等の状況に応じて、社内規程等を適時適切に整備するとともに、社内に周知し、遵守を徹底しております。

(2) リスク管理体制

リスク管理を所管する部署は、業務プロセスや不正リスク等に関してのレビューを実施し、各部署との情報共有を図るとともに、全社におけるリスク情報の迅速な報告体制を整備して適切に対応しております。報告されたリスク情報は、C R委員会において迅速に対処し、適切に措置しております。

(3) 財務報告に係る内部統制

内部監査室が実施する全社的な内部統制の有効性の評価、及び各業務のプロセスオーナーによる内部統制の自主点検を年2回実施し、内部統制の有効性及び適正性を検証するとともに、その結果については、C R委員会の審議を経て、取締役会に報告しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の配当方針は、株主への利益還元を重要な課題の一つとして位置づけ、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本とした上で、財務状況や業績の見通し等を勘案しながら総合的に判断・決定していくこととしております。

しかしながら、事業の抜本的な立て直しを急務としていること及び5期連続の当期純損失となったことから、誠に遺憾ながら無配とさせていただきたく存じます。

(注) 本事業報告中の記載金額は、単位未満を切り捨て表示しております。

貸借対照表

(2021年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	12,340,195	流 動 負 債	5,746,647
現 金 及 び 預 金	2,295,239	支 払 手 形	21,825
受 取 手 形	2,913	買 掛 金	1,612,121
売 掛 金	1,620,316	未 払 費 用	438,066
商 品	7,600,913	未 払 法 人 税	863,574
前 渡 金	125,505	前 受 金	99,994
前 払 費 用	530,985	預 受 金	1,979,766
そ の 他	164,352	販 売 引 当 金	245,320
貸 倒 引 当 金	△30	ポ イ ン ト 引 当 金	110,848
			289,337
			85,791
固 定 資 産	3,739,767	固 定 負 債	917,011
有 形 固 定 資 産	133,223	受 入 保 証 金	37,000
建 物	6,535	繰 延 税 金 負 担 金	87
工 具、器 具 及 び 備 品	4,219	員 退 職 慰 労 引 当 金	500,726
土 地	122,467	資 産 除 去 債 務	379,196
投 資 其 他 の 資 産	3,606,544	負 債 合 計	6,663,658
関 係 会 社 株 式	77,000		
長 期 前 払 費 用	4,301	(純 資 産 の 部)	
差 入 保 証 金	3,311,741	株 主 資 本	9,386,264
そ の 他	213,500	資 本 金	4,581,299
資 産 合 計	16,079,962	資 本 剰 余 金	7,191,769
		資 本 準 備 金	7,191,769
		利 益 剰 余 金	△1,817,221
		利 益 準 備 金	270,000
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△2,087,221
		別 途 積 立 金	11,420,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	△13,507,221
		自 己 株 式	△569,584
		新 株 予 約 権	30,040
		純 資 産 合 計	9,416,304
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	16,079,962

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨て表示しております。

招集通知

事業報告

計算書類

株主総会参考書類

損 益 計 算 書

(自 2020年 5 月 1 日)
(至 2021年 4 月30日)

(単位：千円)

科 目										金 額	
売 上	高 価										27,799,036
売 上	原 価										13,791,746
販 売 費	上 原 価										14,007,289
販 売 費	及 び 一 般 管 理 費										16,080,541
営 業 外 収 益	損 失										2,073,252
受 取 利 息	及 び 配 当 金									59	
仕 入	割 引 金									147	
受 取 保 険	金 除 斥 益									1,220	
未 払 配 当 金	除 託 料 他									1,232	
そ の 外 費 用										15,387	
支 払 貸 借 費	利 息 用 他 失									12,502	
賃 転 所 得											30,550
特 別 利 益	損 失										
固 定 資 産 売 却 益										1,939	
ゴ ル フ 会 員 権 売 却 益										68,946	
助 成 金 収 入										129,142	
特 別 損 失										13,325	
関 係 会 社 債 権 放 棄 損											213,354
臨 時 休 業 損											2,256,056
減 損 損 失											
税 引 前 当 期 純 損 失											
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税										18,572	
法 人 税										5,150	
当 期 純 損 失										86,266	
											109,988
										7,038	
										20,654	
										164,504	
											192,196
											2,338,265
										33,545	
										△32	
											33,512
											2,371,777

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨て表示しております。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 当社と株式会社ヤマダホールディングスとの株式交換契約承認の件

当社と株式会社ヤマダホールディングス（以下「ヤマダホールディングス」といいます。）は、それぞれ2021年6月9日開催の取締役会において、ヤマダホールディングスを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で、両社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約のご承認をお願いしたいと存じます。

なお、本株式交換は、ヤマダホールディングスにおいては、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第796条第2項の規定に基づき、株主総会の決議による承認を必要としない簡易株式交換の手続により、また、当社においては本総会において本株式交換契約のご承認を受けた上で、2021年9月1日を効力発生日として行うことを予定しております。

本株式交換の効力発生日（2021年9月1日予定）に先立ち、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）JASDAQスタンダード市場（以下「JASDAQ」といいます。）において、2021年8月30日付で上場廃止（最終売買日は2021年8月27日）となる予定です。

本株式交換を行う理由、本株式交換契約の内容のその他本議案に関する事項は、以下のとおりです。

1. 本株式交換を行う理由

ヤマダホールディングスは、1973年に個人電気店として創業して以来、家電専門小売業として「創造と挑戦」及び「感謝と信頼」の経営理念のもと、絶えずイノベーションを発揮しながら社会とともに成長し続ける企業グループを目指してまいりました。ヤマダホールディングスは、これまで革新的な発想で業界の常識を覆し、一步先を見据えた積極的な経営、着実な資本政策の実行による財務体質の強化、経営資源の基盤強化により拡大を続け、家電量販店としての新たなビジネスモデルを構築しております。また、ヤマダホールディングスは、家電販売事業をコアに生活インフラとしての「暮らしまるごと」のコンセプトのもと、企業価値向上に取り組んできましたが、グループ全体の経営効率及びガバナンスをより一層高めるため、2020年10月1日に持株会社体制へ移行し、2021年7月

1 日より「デンキ」「住建」「金融」「環境」「その他」の5つの事業セグメントとして組織体制の再編成等を実施しております。ヤマダホールディングスは、持株会社体制に移行することにより、経営の管理・監督と業務の執行を分離し、グループの持続的成長、発展のための経営戦略の企画・立案をはじめとした総合的な統制に特化することで、今まで以上にグループガバナンスを強化する体制を構築するとともに、株式会社ヤマダデンキ（以下「ヤマダデンキ」といいます。）が、事業責任が明確化された新体制において、家電・情報家電等の販売及び住まいに関する商品販売事業の業務執行に専念することで、ヤマダホールディングスグループ全体の経営効率を向上させることにより、さらなる企業価値向上を図っております。また、ヤマダホールディングスは、2021年7月1日に実施した組織体制の再編成等により、各セグメントによる主体的な事業活動を加速するとともに、グループガバナンスをより一層強化する体制を構築することで、「暮らしまると」戦略の迅速な推進及びSDGs、ESGの取り組みを通じた企業価値の向上を目指してまいります。ヤマダホールディングスは、今後も、家電販売を中心とした新たな事業領域の開拓と構造改革の推進等の取り組みにより、将来における持続的成長・発展のため、様々な挑戦を続けてまいります。

一方、当社は、1969年の創業以来、総合インテリア企業として「上質な暮らし」を提供することを変わらぬ使命に、世界中の優れた商品を品質に見合った適正な価格と充実したサービスとともに提供してまいりました。商品調達先は国内外約340社に及び、製造元と直接取引をする卸売・小売の兼業業態として、全国主要都市に15店舗、1 営業所（2021年6月9日現在）を展開するとともに、ホテル等の大型案件の家具・インテリアを手掛けるコントラクト事業部門を持ち、法人向け事業も積極的に展開してまいりました。

両社は、お互いの強みを相互に活用することで、家電流通業界、家具・インテリア業界のみならず社会の発展に貢献し、ひいては、両社の企業価値向上に資するべく、2019年2月に業務提携に関する基本合意を行い、当社からヤマダホールディングスが展開する「家電住まいる館」への商品提供と家具販売のノウハウ及び人的リソースの提供、法人分野でのホテルやオフィス等への家電・家具納入における協業等を行ってまいりました。その後、両社の連携をより一層強化すべく、両社は2019年12月12日付で資本業務提携契約を締結し、ヤマダホールディングスは、第三者割当増資により当社株式30,000,000株及び第3回新株予約権90,000個を引き受け、当社株式30,000,000株（発行済株式総数58,356,300株）から自己株式数（470,054株）を減じた株式数に対する割合：51.83%（2021年4月30日現在）を保有する同社の親会社となりました。その後も、両社は、商品の共同開発、ヤマダホールディングスのネット事業による拡販、法人分野での協業の強化等を進めており、両社の協業関係は当社の改革の進展とヤマダホールディングスグループの発展に寄与していると考えております。

一方で、ヤマダホールディングスとしては、消費者の節約志向に加え、新築需要の減少やECの台頭等、家具販売業界を取り巻く環境が激しく変化していることを踏まえ、このような環境に対応するべく事業機会を的確にとらえ、より柔軟かつ機動的な改革を達成するには、現在の当社の上場維持を前提とした連結親子関係では不十分であると認識するに至りました。ヤマダホールディングスは、かかる認識に基づき、当社をヤマダホールディングスの完全子会社とすることで、両社のさらなる協業関係の強化を図り、ヤマダホールディングスグループ内の迅速かつ柔軟な意思決定や方針徹底を実現することが、当社のみならず、ヤマダホールディングスグループの企業価値向上に資するとの判断に至り、2021年2月に当社に対して本株式交換による完全子会社化に向けての協議を申し入れました。

当社としては、ヤマダホールディングスとの提携による家具と家電での住まいのトータル提案による売上拡大に取り組み、企業価値向上に努めてまいりました。こうした取り組みが一定程度進捗してきた一方で、当社を取り巻く事業環境としては、新設住宅着工数の減少に伴う家具市場の縮小及び競合他社の存在による競争の激化等により、依然として厳しい事業環境下にあると認識しております。また、当社が有する経営課題としては、収益構造の改善・コスト削減のために店舗の退店・減床を実施してきたことに伴う販売機会の縮小、ヤマダホールディングスとの構造的な利益相反の問題、2016年12月期より継続して営業利益及び営業キャッシュ・フローがマイナスとなり、財務諸表には継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在することの注記（以下「GC注記」といいます。）が付されており、積極的な投資が困難な状況にある等といった事項を認識しております。

当社は、上記のような厳しい事業環境及び経営課題を抱えており、これらに速やかに対処するため、販売機会の拡大、財務基盤の安定、積極的な投資実行（2015年のプロキシファイト等により低下したブランドイメージの回復）等を可能にするための迅速かつ抜本的な事業構造改革に着手・実行していく必要があると認識しております。しかしながら、当社独自の経営資源及び財務基盤によりこれらの施策を実行するには一定の限界があると考えており、また、現状のヤマダホールディングスとの資本業務提携によっても、当社には少数株主が存在することから、ヤマダホールディングスから当社に投入される経営資源や財政上の支援は限定的なものにとどまり、また、利益相反の問題が存在するため迅速な意思決定が困難な状況にあると考えております。さらに、上場を維持したままでは、GC注記が付されている状況を踏まえると、短期的な期間における業績の維持に一定の比重を置いた経営を行う必要があり、中長期的な視点での構造改革が市場から評価されず、当社の市場株価にマイナスの影響を及ぼす可能性も否定できないと考えております。

このような状況下、当社は、ヤマダホールディングスからの申し入れを受け、自らの親会社であり、当社と親和性の高い家電事業・住建事業等を営むヤマダホールディングスの完全子会社となることで、ヤマダホールディングスとの提携関係をさらに強化し、当社による積極的な経営資源の投入及び財政面の支援を受けることや、グループ会社間における構造的な利益相反の問題を解消することが可能となり、さらに、当社が非上場会社となることで、短期的な株式市場からの評価にとらわれず、迅速な意思決定のもと、抜本的な構造改革の実施を含む、より中長期的な視点での経営戦略を実現できる体制を構築することが可能になると考え、本株式交換によりヤマダホールディングスの完全子会社となることが当社の企業価値向上に資すると認識するに至りました。

より具体的には、当社が本株式交換によりヤマダホールディングスの完全子会社となることで享受できるメリットとして、今までの提携関係以上に同社からより積極的な経営資源の投入及び財政面の支援を受けることが可能となり、①ヤマダデンキの既存店舗における当社製品の取扱いの増加、販売網等の相互利用、人材交流等を通じた販売力の強化、②当社の少数株主への配慮に起因する構造改革の実施に係る問題の解消及びこれに伴う経営資源の積極的な相互投入、並びに構造的な利益相反状態の解消及びこれに伴う迅速かつ効率的なグループ間取引の実行、③財務基盤の安定が図られることによる、新規店舗の出店加速、既存店舗の改装、広告宣伝強化、EC・DXへの投資等の積極的な投資実行、④共同仕入・共同輸入・為替管理の一元化、物流の効率化・倉庫の有効活用のための投資、その他基幹システムへの投資等による経営効率化・コストシナジーの発現、⑤上場維持コストの軽減等を想定しております。

ヤマダホールディングスと当社は、その後協議を重ね、当社がヤマダホールディングスの完全子会社となることで、機動的な意思決定を実現し、ヤマダホールディングスグループ全体の経営資源やネットワーク、グループ内の柔軟な資金調達手段を活用する等、中長期的な観点でグループシナジーをより強く発揮することが可能になることから、本株式交換による当社の完全子会社化が両社の企業価値向上に資すると判断いたしました。また、両社は、今後当社が改革をより推進し、持続的に成長していくためには、非上場化することにより、短期的な株式市場からの評価にとられない、機動的な意思決定を可能にすることが必要だと考えております。両社は、本株式交換を実施し、経営の柔軟性向上、グループ戦略のより一層の強化、親子上場解消に伴う経費削減等による経営効率向上等を達成し、両社の企業価値向上を目指してまいります。

2. 本株式交換契約の内容の概要

当社がヤマダホールディングスとの間で2021年6月9日に締結した本株式交換契約の内容は、次に掲げる「株式交換契約書(写)」に記載のとおりです。

なお、「株式交換契約書(写)」第4条第1項における別紙1～4につきましては、定時株主総会参考書類別冊の別紙1～4に記載しております。

株式交換契約書(写)

株式会社ヤマダホールディングス（以下「甲」という。）及び株式会社大塚家具（以下「乙」という。）は、以下のとおり、2021年6月9日（以下「本契約締結日」という。）付で、株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（ただし、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条（当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は以下のとおりである。

- 甲 商号：株式会社ヤマダホールディングス
住所：群馬県高崎市栄町1番1号
- 乙 商号：株式会社大塚家具
住所：東京都江東区有明三丁目6番11号

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（ただし、第8条に基づき乙の自己株式が消却された後の株主をいい、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対して、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計数に0.58を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.58株の割合をもって割り当てる。
3. 前二項の規定に従って本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従って処理する。

第4条（本株式交換に際して交付する新株予約権及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の新株予約権原簿に記載又は記録された以下の表の①及び②の第1欄に掲げる乙の各新株予約権の新株予約権者（以下「本割当対象新株予約権者」という。）に対して、その保有する乙の当該各新株予約権に代わり、その保有する乙の当該各新株予約権の数の合計数に1を乗じて得た数の以下の表の①及び②の第2欄に掲げる甲の各新株予約権をそれぞれ交付する。

	第1欄		第2欄	
	名 称	内 容	名 称	内 容
①	株式会社大塚家具 第1回新株予約権	別紙1記載	株式会社ヤマダホールディングス 第1回新株予約権	別紙2記載
②	株式会社大塚家具 第2回新株予約権	別紙3記載	株式会社ヤマダホールディングス 第2回新株予約権	別紙4記載

2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象新株予約権者に対して、その保有する前項の表の①及び②の第1欄に掲げる乙の各新株予約権1個につき、前項の表の①及び②の第2欄に掲げる甲の新株予約権1個の割合をもってそれぞれ割り当てる。

第5条（資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途適当に定める金額とする。

第6条（本株式交換の効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2021年9月1日とする。ただし、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第7条（株式交換契約の承認）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき株主総会の決議による承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の決議による承認を求める。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約につき会社法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を求める。

第8条（自己株式の消却）

乙は、効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議により、基準時において乙が保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求により乙が取得する自己株式を含む。）の全部を、基準時において消却する。

第9条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日の前日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自己の業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産又は権利義務について重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、事前に相手方と協議し合意の上、これを行う。

第10条（本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日の前日までの間に、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合にはその効力を失う。

- (1) 第7条第1項ただし書の規定による甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合において、効力発生日の前日までに、本契約につき甲の株主総会の決議による承認が得られなかったとき
- (2) 効力発生日の前日までに、本契約につき第7条第2項に定める乙の株主総会の決議による承認が得られなかった場合

- (3) 本株式交換に関し、法令に基づき効力発生日までに必要な関係官庁等からの許可、承認等の取得、又は関係官庁等に対する届出等が完了しなかった場合
- (4) 前条に基づき本契約が解除された場合

第12条（裁判管轄）

本契約に関連する甲乙間の一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（誠実協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関する事項につき疑義が生じた場合は、甲及び乙は、相互に誠実に協議して解決に努める。

(以下余白)

以上の合意を証するため、本契約書の正本 2 通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2021年6月9日

甲： 群馬県高崎市栄町 1 番 1 号
株式会社ヤマダホールディングス
代表取締役会長兼CEO 山田 昇 ㊞

乙： 東京都江東区有明三丁目 6 番 11 号
株式会社大塚家具
代表取締役会長兼社長 三嶋 恒夫 ㊞

3. 交換対価の相当性に関する事項

(1) 本株式交換の対価の総数の相当性に関する事項

①本株式交換に係る割当ての内容

	ヤマダホールディングス (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.58
本株式交換により交付する株式数	ヤマダホールディングスの普通株式：16,174,022株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

当社株式1株に対して、ヤマダホールディングスの普通株式（以下「ヤマダホールディングス株式」といいます。）0.58株を割当交付いたします。ただし、ヤマダホールディングスが保有する当社株式（2021年6月9日現在30,000,000株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記表に記載の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社が協議し合意の上、変更されることがあります。

(注2) 本株式交換により交付するヤマダホールディングス株式の数

ヤマダホールディングスは、本株式交換に際して、本株式交換によりヤマダホールディングスが当社の発行済株式（ただし、ヤマダホールディングスが保有する当社株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における当社の株主の皆様（ただし、以下の自己株式が消却された後の株主をいい、ヤマダホールディングスを除きます。）に対して、その保有する当社株式に代わり、本株式交換比率に基づいて算出した数のヤマダホールディングス株式を割当交付いたします。ヤマダホールディングスは、本株式交換により交付する株式として、ヤマダホールディングスが保有する自己株式（2021年3月31日現在146,871,443株）を充当する予定であり、本株式交換における割当てに際して新たに株式を発行する予定はありません。

なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催される当社の取締役会の決議により、基準時において当社が保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求により当社が取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時において消却する予定です。本株式交換により割当交付するヤマダホールディングス株式の数については、第1回新株予約権及び第2回新株予約権の行使、当社による自己株式の取得・消却等の理由により今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、ヤマダホールディングスの単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなる当社の株主の皆様におかれましては、ヤマダホールディングス株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場においては、単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買取制度（1単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、ヤマダホールディングスの単元未満株式を保有する株主の皆様が、ヤマダホールディングスに対して、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求し、これを売却することができる制度です。

② 単元未満株式の買増制度（1単元（100株）への買増し）

会社法第194条第1項及びヤマダホールディングスの定款の規定に基づき、ヤマダホールディングスの単元未満株式を保有する株主の皆様が、ヤマダホールディングスに対して、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元（100株）となる数のヤマダホールディングス株式を売り渡すことを請求し、これを買増しすることができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、ヤマダホールディングス株式1株に満たない端数の割当交付を受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の規定に基づき、その端数の合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数のヤマダホールディングス株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて交付いたします。

②本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(i) 割当ての内容の根拠及び理由

ヤマダホールディングス及び当社は、上記1.「本株式交換を行う理由」に記載のとおり、2021年2月に、ヤマダホールディングスから当社に対して本株式交換による完全子会社化の提案が行われ、両社の間で真摯に協議・交渉を重ねた結果、ヤマダホールディングスが当社を完全子会社化することが、両社の企業価値向上にとって最善の判断と考えるに至りました。

ヤマダホールディングス及び当社は、本株式交換に用いられる上記①「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ個別に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、ヤマダホールディングスは、野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、当社は、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社（以下「デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関として選定いたしました。

ヤマダホールディングスは、下記（3）①「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である野村證券から2021年6月9日付で受領した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所からの助言等を踏まえて慎重に協議・交渉を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、ヤマダホールディングスの株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

一方、当社は、下記（3）①「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリーから2021年6月8日付で受領した株式交換比率に関する算定書（以下「株式交換比率算定報告書」といいます。）、リーガル・アドバイザーである弁護士法人北浜法律事務所東京事務所（以下「北浜法律事務所」といいます。）からの助言、支配株主であるヤマダホールディングスとの間で利害関係を有しない独立した委員から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といい、詳細については、下記（3）②「利益相反を回避するための措置」に記載のとおりです。）からの指示、助言及び答申書等を踏まえて慎重に協議・交渉を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

上記のほか、両社は、それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況、業績動向及び将来の見通し、並びに株価動向等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で株式交換比率について慎重に協議・交渉を重ねてまいりました。その結果、ヤマダホールディングス及び当社は、本株式交換比率はそれぞれの株主の皆様にとって妥当であるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うこととし、2021年6月9日、両社の取締役会決議により、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社が協議し合意の上、変更されることがあります。

(ii) 算定に関する事項

(ア) 算定機関の名称及び両社との関係

ヤマダホールディングスの第三者算定機関である野村證券及び当社の第三者算定機関であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーは、いずれも、ヤマダホールディングス及び当社からは独立した算定機関であり、ヤマダホールディングス及び当社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(イ) 算定の概要

野村證券は、ヤマダホールディングスについては、ヤマダホールディングス株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（2021年6月8日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の株価終値、2021年6月2日から算定基準日までの直近5営業日の終値平均値、2021年5月10日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値平均値、2021年3月9日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値平均値、2020年12月9日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値平均値を採用しております。）を採用して算定を行いました。

また、野村證券は、当社については、当社株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（2021年6月8日を算定基準日として、東京証券取引所における当社株式の算定基準日の株価終値、2021年6月2日から算定基準日までの直近5営業日の終値平均値、2021年5月10日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値平均値、2021年3月9日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値平均値、2020年12月9日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値平均値を採用しております。）を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）をそれぞれ採用して算定を行いました。

各評価方法におけるヤマダホールディングスの1株当たりの株式価値を1とした場合の当社の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の結果
市場株価平均法	0.44～0.59
DCF法	0.26～0.64

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。当社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、ヤマダホールディングスの経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討及び確認されたことを前提としております。野村證券の算定は、2021年6月8日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、野村證券の算定は、ヤマダホールディングスの取締役会が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

なお、野村證券がDCF法による算定の前提とした当社の利益計画において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2022年4月期において、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言の影響を受けて落ち込んでいた来店客数の回復に加え、富裕層を中心とした既存顧客に対する営業施策の強化に伴う売上増加により、対前年度比で大幅な増益となることを見込んでおります。また、2024年4月期及び2025年4月期において、新規出店に伴う売上高の増加により、対前年度比で大幅な増益となることを見込んでおります。また、当該利益計画は、本株式交換の実施を前提としておりません。

一方、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーは、ヤマダホールディングスについては、ヤマダホールディングス株式が東京証券取引所市場第一部に上場されており、市場株価が存在することから市場株価平均法（2021年6月8日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における算定基準日の株価終値、算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均値）を採用して算定を行いました。

当社については、当社株式が東京証券取引所JASDAQに上場されており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用して算定を行いました。

市場株価平均法では、2021年6月8日を算定基準日として、東京証券取引所JASDAQにおける算定基準日の株価終値、算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均値を採用しております。

DCF法では、当社について、同社が作成した2022年4月期から2026年4月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を算定しております。割引率は7.0%～9.0%を採用しており、継続価値の算定に当たっては永久成長率法を採用し、永久成長率は-1.0%～1.0%を採用しております。なお、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーがDCF法による算定の前提とした当社の財務予測においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2022年4月期において、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言の影響を受けて落ち込んでいた来店客数の回復に加え、富裕層を中心とした既存顧客に対する営業施策の強化に伴う売上増加により、対前年度比で大幅な増益となることを見込んでおります。また、2024年4月期及び2025年4月期において、新規出店に伴う売上高の増加により、対前年度比で大幅な増益となることを見込んでおります。なお、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

各評価方法におけるヤマダホールディングスの1株当たりの株式価値を1とした場合の当社の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.432～0.589
DCF法	0.388～0.669

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーは、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社及びその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は算定の依頼も行っておりません。加えて、算定において参照した当社の財務予測に関する情報については、当社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーの株式交換比率の算定は、2021年6月8日現在までの情報及び経済情勢を反映したものであります。

(2) 本株式交換の対価としてヤマダホールディングス株式を選択した理由

ヤマダホールディングス及び当社は、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社であるヤマダホールディングス株式を選択しました。ヤマダホールディングス株式は、東京証券取引所市場第一部に上場されており、本株式交換の効力発生日以降も同市場において取引機会が確保されていること、また、当社株主の皆様が本株式交換に伴うシナジーを享受することも期待できることから、上記の選択は適切であると考えております。

本株式交換により、その効力発生日である2021年9月1日をもって、ヤマダホールディングスは、当社の完全親会社となり、当社株式は、東京証券取引所JASDAQの上場廃止基準に従って、2021年8月30日付で上場廃止（最終売買日は2021年8月27日）となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所JASDAQにおいて取引することができなくなります。当社株式が上場廃止となった後も、本株式交換により当社の株主の皆様（ただし、ヤマダホールディングスを除きます。）に交付されるヤマダホールディングス株式は、東京証券取引所市場第一部に上場されており、本株式交換の効力発生日以降も東京証券取引所市場第一部において取引が可能であることから、基準時において当社株式を173株以上保有し、本株式交換によりヤマダホールディングスの単元株式数である100株以上のヤマダホールディングス株式の割当てを受ける株主の皆様は、株式の保有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式については引き続き東京証券取引所市場第一部において取引が可能であり、株式の流動性を提供できるものと考えております。

一方、173株未満の当社株式を保有する当社の株主の皆様には、ヤマダホールディングスの単元株式数100株に満たないヤマダホールディングス株式が割当てられます。そのような単元未満株式については、東京証券取引所市場第一部において売却することはできませんが、単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、ヤマダホールディングスに対し、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式をヤマダホールディングスから買い増すことも可能です。かかる取扱いの詳細については、上記（1）①（注3）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。

また、本株式交換により当社の株主の皆様は割当てられるヤマダホールディングス株式1株に満たない端数が生じた場合における端数の処理の詳細については、上記（1）①（注4）「1株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、当社の株主の皆様は、最終売買日である2021年8月27日（予定）までは、東京証券取引所JASDAQにおいて、その保有する当社株式を従来どおり取引することができます。

(3) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項

①公正性を担保するための措置

ヤマダホールディングスは、既に当社株式30,000,000株（2021年4月30日現在、発行済株式総数（58,356,300株）から自己株式数（470,054株）を減じた株式数に占める割合にして51.83％）を保有する同社の親会社であることから、両社は、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

(i) 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

ヤマダホールディングスは、第三者算定機関である野村證券を選定し、2021年6月9日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要については、上記（1）②（ii）「算定に関する事項」をご参照ください。

一方、当社は、第三者算定機関であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーを選定し、2021年6月8日付で、株式交換比率算定報告書を取得いたしました。株式交換比率算定報告書の概要については、上記（1）②（ii）「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、ヤマダホールディングス及び当社は、いずれも、それぞれの第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

(ii) 独立した法律事務所からの助言

ヤマダホールディングスは、リーガル・アドバイザーとして、西村あさひ法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。

なお、西村あさひ法律事務所は、ヤマダホールディングス及び当社から独立しており、ヤマダホールディングス及び当社との間に重要な利害関係を有しません。

一方、当社は、リーガル・アドバイザーとして、北浜法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。

なお、北浜法律事務所は、ヤマダホールディングス及び当社から独立しており、ヤマダホールディングス及び当社との間に重要な利害関係を有しません。

②利益相反を回避するための措置

ヤマダホールディングスは、既に当社株式30,000,000株（2021年4月30日現在、発行済株式総数（58,356,300株）から自己株式数（470,054株）を減じた株式数に占める割合にして51.83％）を保有する同社の親会社であることから、当社は、利益相反を回避するため、以下の措置を実施しております。

(i) 当社における利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

当社は、2021年3月11日、本株式交換に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが当社の少数株主にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、いずれも、ヤマダホールディングスと利害関係を有しておらず、当社の社外取締役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている阿南剛氏（弁護士、潮見坂綜合法律事務所）並びに当社の社外監査役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている黒田克司氏（公認会計士、監査法人日本橋事務所）及び江藤真理子氏（弁護士、TMI総合法律事務所）の3名により構成される本特別委員会を設置し、本株式交換を検討するに当たって、本特別委員会に対し、(i) 本株式交換の目的の合理性（本株式交換が当社の企業価値の向上に資するかを含む）、(ii) 本株式交換の条件（株式交換比率を含む）の妥当性、(iii) 本株式交換に至る交渉過程等の手続の公正性、(iv) 本株式交換が当社の少数株主にとって不利益でないか（以下（i）乃至（iv）を総称して「本諮問事項」といいます。）、について諮問いたしました。

本特別委員会は、2021年3月11日から2021年6月8日までに、会合を合計12回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。

具体的には、まず、当社が選任した第三者算定機関であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー及びリーガル・アドバイザーである北浜法律事務所につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。その上で、当社からは、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景・経緯、株式交換比率の算定の前提となる当社の財務予測の作成手続及び内容、本株式交換の検討体制・意思決定方法等について説明を受けたほか、ヤマダホールディングスに対して本株式交換の目的等に関する質問状を送付した上で、ヤマダホールディングスから、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景・経緯、株式交換を選択した理由、本株式交換後の経営方針や従業員の取扱い等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、当社のリーガル・アドバイザーである北浜法律事務所から、本株式交換に係る当社の取締役会の意思決定の方法・過程等、本特別委員会の運用その他の本株式交換に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けるとともに、ヤマダホールディングスに対する法務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行いました。さらに、当社は、株式会社AGSコンサルティング及びAGS税理士法人（以下、総称して「AGS」といいます。）に対してヤマダホールディングスに対する財務・税務デュー・ディリジェンス（本特別委員会にてAGSがヤマダホールディングス及び当社との間に重要な利害関係を有しないことを確認しております。）の実施を依頼し、本特別委員会は、AGSから財務・税務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行いました。加えて、当社の第三者算定機関のデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーから株式交換比率の算定方法及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行いました。なお、本特別委員会は、ヤマダホールディングスと当社との間における本株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容につき適時に報告を受けた上で、ヤマダホールディングスから本株式交換比率についての最終的な提案を受けるまで、複数回に亘り交渉の方針等について協議を行い、当社に意見する等して、ヤマダホールディングスとの交渉過程に実質的に関与しております。

本特別委員会は、かかる手続を経て、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行い、本株式交換は、当社の少数株主にとって不利益なものとは認められない旨の答申書を、2021年6月8日付で、当社の取締役会に対して提出しております。

(ii) 当社答申書の概要

当社は、上記（i）「当社における利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本株式交換に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが当社の少数株主にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、本特別委員会を設置し、本諮問事項について、諮問いたしました。

その結果、当社は、本特別委員会から、2021年6月8日付で、大要以下のとおりの答申書を受領いたしました。

(ア) 本株式交換の目的の合理性（本株式交換が当社の企業価値の向上に資するかを含む）

当社は、新設住宅着工数の減少に伴う家具市場の縮小及び競合他社の存在による競争の激化等により、厳しい事業環境下にある。また、ブランドイメージの毀損、収益構造の改善・コスト削減に伴う販売機会の縮小、ヤマダホールディングスとの構造的な利益相反の問題、2016年12月期より継続して営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上し、GC注記が付されており、積極的な投資が困難な状況にある等といった経営課題が認められる。

また、現状の資本構成のもとでは、当社及びヤマダホールディングス双方の少数株主への配慮の観点から、ヤマダホールディングスから当社に対する経営資源投入や財政支援は限定的なものにとどまっており、現状では、当社ブランドを再構築するための店舗リニューアルや販売機会を拡大するための新規店舗の出店等に必要な設備投資が十分に実施できておらず、積極的かつ大胆な販売展開を迅速に実現することが難しい状況となっている。

そこで、当社は、スピード感を持って上記の経営課題に対処し、また、収益構造の改善を確実に着手・実行するため、ヤマダホールディングスの完全子会社となることで、同社による必要かつ十分な支援のもと、速やかに事業投資等を実行する必要があると考えている。

この点、当社及びヤマダホールディングスは、本株式交換の実施によって見込まれるメリットとして、当社がヤマダホールディングスの完全子会社となることで、当社が上場子会社として現状の資本業務提携関係を維持する場合に比べ、ヤマダホールディングスとの提携関係がさらに強化され、少数株主への配慮やリスク管理等への懸念がない状況下で、同社による積極的な経営資源の投入及び財政面の支援を受けることにより、当社は、販売機会の拡大及び財務基盤の安定化を図ることができ、積極的な投資実行を迅速かつ確実に実行できると考えており、当該投資実行によるブランドイメージの回復、経営効率の向上・コストシナジー等も見込まれると考えている。

他方で、当社の上場廃止によるデメリットとして、信用力の低下、資金調達手段の制約、コンプライアンス体制の弱体化、人材採用への悪影響・既存人員の士気の低下等が考えられる。しかしながら、本株式交換において、当社は、上場会社であるヤマダホールディングスの完全子会社となることが予定されており、当社がこれまで培ってきた社会的な信用力及び知名度に加え、ヤマダホールディングスの信用力が補完されると考えられること、これにより、当社が非上場会社となることが同社の人材の採用・確保及び取引先との関係に与えるマイナスの影響は大きくないと考えられること、本株式交換後はヤマダホールディングスから積極的な経営資源の投入及び財政面の支援が予定されており資金調達手段の制約という観点でも特段支障はないと考えられること、非上場会社となった後も上場会社の完全子会社として一定のガバナンス体制の維持は必要でありコンプライアンス体制弱体化の懸念は大きくないと考えられること等から、当社が非上場会社となることによるデメリットは限定的であると評価できる。

以上のとおり、本株式交換の実施によって当社に見込まれるメリットの重要性が認められる一方で、デメリットが限定的であることに鑑み、本株式交換は、当社（ヤマダホールディングスグループ）の企業価値の向上に資するものであると評価でき、本株式交換の目的の合理性が認められる。

(イ) 本株式交換の条件（株式交換比率を含む）の妥当性

(a) 本株式交換比率

本株式交換比率は、DCF法による算定結果のレンジの範囲内にあり、かつ、レンジの中央値を超える水準となっていることが認められる。また、本特別委員会は、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー及び当社に対して、評価手法の選択、DCF法における算定の基礎となる当社の財務予測等に関する質疑応答を行い、将来の財務予測については具体的な資料に基づき検討した結果、これらについて一般的な評価実務に照らして不合理な点は認められなかった。

また、本株式交換における直近3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均に対するプレミアムについては、近年の上場親会社による上場子会社の完全子会社化を目的とした他の株式交換事例におけるプレミアムの水準と比較しても遜色のない水準のプレミアムが付与されていると評価できる。他方で、基準日終値に対しては、ディスカウントとなっており、また、直近1ヶ月間の終値単純平均に対するプレミアムの数値は、同種の他の株式交換事例のプレミアムと比較して、必ずしも十分な水準ではないとの評価も考えられる。

しかしながら、(i) 本株式交換比率がDCF法による算定結果のレンジの中央値を超える水準にあることに加え、(ii) 当社における今後の抜本的な構造改革や成長戦略の確実かつ迅速な実行のためには、本株式交換の実施のタイミングも重要であり、現在、当社を取り巻く事業環境及び経営課題を踏まえると、本株式交換をこの機会に積極的に実施すべき合理性が認められること、(iii) 本株式交換の対価は現金ではなく、株式を対価として実施されるため、当社の少数株主は、本株式交換により交付されるヤマダホールディングス株式を通じて本株式交換後のシナジー効果を享受できると考えられることから、基準日終値に対しては、ディスカウントとなっており、また、直近1ヶ月間の終値単純平均に対するプレミアムの数値が同種の他の株式交換事例のプレミアムと比較して必ずしも十分な水準ではないからといって、本株式交換比率の合理性が否定されるものではないと考えられる。

以上の事情を総合的に考慮すると、本株式交換比率には合理性が認められると考える。

(b) 交渉過程の手の公正性

また、下記(ウ)「本株式交換に至る交渉過程等の手の公正性」に記載のとおり、本株式交換に至る交渉過程の手続は公正であると認められるところ、本株式交換比率は、かかる交渉の結果も踏まえて決定されたものであると認められる。

(c) 本株式交換に係るスキームの妥当性

さらに、本株式交換に係るスキームは、当社の株主及び新株予約権者に対して、ヤマダホールディングスの株式又は新株予約権を割当交付するものであるところ、ヤマダホールディングスの株式又は新株予約権が交付されることにより、当社の元株主及び元新株予約権者は、中長期的な当社の企業価値の向上を、ヤマダホールディングス株式を通じて将来的に享受することができるという点において、当社の株主及び新株予約権者にとってもメリットのある手法であると評価できる。また、その他の取引条件においても特殊・特段不合理な点は見受けられず、少数株主に不利益を及ぼすものではないと認められる。

(d) 小括

以上のとおり、本株式交換の実施方法・スキーム並びに本株式交換により当社の少数株主に交付される対価の種類及び割当比率を含む本株式交換の取引条件（本株式交換比率を含む）には妥当性が認められる。

(ウ) 本株式交換に至る交渉過程等の手続の公正性

(a) 交渉過程におけるヤマダホールディングス関係者の関与による不当な影響の不存在

当社の取締役のうち、ヤマダホールディングスの役職員を兼任する代表取締役会長兼社長三嶋恒夫氏、取締役清野大輔氏、同村澤庄司氏、及び同名取曉弘氏は、本株式交換に関して当社との間で利益相反関係が存在するため、本株式交換に係る取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、その他本株式交換に係る協議・交渉・検討の過程に一切参加・関与していない。

また、上記のほか、ヤマダホールディングスの利害関係者が本株式交換に係る協議・交渉・検討の過程に直接又は間接に関与し、本株式交換に不当な影響を与えたことを推認させる事実とは特段認められず、手続の公正性に疑義を与える事実関係は認められない。

(b) 当社による検討体制・検討方法

さらに、当社は、本株式交換がいわゆる「支配株主による従属会社の買収」として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在することを踏まえ、本株式交換に係る手続の公正性の担保、本株式交換の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本特別委員会を設置し、本特別委員会において承認され当社及びヤマダホールディングスから独立した第三者算定機関及びファイナンシャル・アドバイザーであるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーから助言・意見等（株式交換比率算定報告書を含む。）を取得、リーガル・アドバイザーである北浜法律事務所からヤマダホールディングスに対する法務デュー・ディリジェンスの報告結果やその他法的助言・意見等を取得、AGSからヤマダホールディングスに対する財務・税務デュー・ディリジェンスの報告結果を受領している。

そして、上記を踏まえた上で、当社は、同社の企業価値向上ひいては株主共同の利益の観点から、本株式交換比率をはじめとする本株式交換の条件の妥当性及び本株式交換の一連の手続の公正性といった点について慎重に協議及び検討を行っている。

(c) 当社による協議・交渉

当社は、本特別委員会が事前に承認した交渉方針に従い、本株式交換比率について、少数株主の利益保護の観点からその公正性を確保するための実質的な協議・交渉をヤマダホールディングスとの間で複数回に亘って行っている。具体的には、当社はデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーを窓口として、本特別委員会が承認した回答書の提示を含む本株式交換比率に係る交渉をヤマダホールディングスのファイナンシャル・アドバイザーである野村證券を介して複数回実施し、交渉の結果、株式交換比率の引上げに成功している。

(d) 小括

以上のとおり、本株式交換においては同種の他社事例と比較しても、適切な公正性担保措置が講じられており、取引条件の形成過程における独立当事者間取引と同視し得る状況の確保がなされていると評価でき、本株式交換に至る交渉過程等の手続の公正性が認められる。

(エ) 本株式交換が当社の少数株主にとって不利益でないか

上記（ア）乃至（ウ）その他の事項を踏まえ慎重に検討した結果、本株式交換は当社の少数株主にとって不利益ではない。

(iii) 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

本株式交換に関する議案を決議した2021年6月9日開催の当社の取締役会においては、当社の取締役8名のうち、三嶋恒夫氏及び村澤庄司氏はヤマダホールディングスの取締役を、名取暁弘氏はヤマダホールディングスのセグメント事業統括本部インテリア家具事業部長を、それぞれ兼務しており、また、清野大輔氏はヤマダホールディングスからの出向者であるため、利益相反を回避する観点から、三嶋恒夫氏、村澤庄司氏、名取暁弘氏及び清野大輔氏を除く他の4名の取締役により審議の上、その全員の賛成により本株式交換の実施を決議しております。なお、三嶋恒夫氏、村澤庄司氏、名取暁弘氏及び清野大輔氏は、当社の立場で本株式交換に係る協議・交渉に参加していません。

また、上記の取締役会においては、当社の監査役3名の全員が出席し、その全員が本株式交換を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

(4) 株式交換完全親会社となるヤマダホールディングスの資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により、ヤマダホールディングスの増加する資本金及び準備金の額は会社計算規則第39条の規定に従いヤマダホールディングスが別途定める額となります。当社は、かかる取扱いは、ヤマダホールディングスの財務状況、資本政策その他の事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると判断しております。

4. 交換対価について参考となるべき事項

(1) ヤマダホールディングスの定款の定め

ヤマダホールディングスの定款は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.idc-otsuka.jp/company/ir/meeting/>) において記載しております。

(2) 交換対価の換価方法に関する事項（会社法施行規則第184条第4項第1号ロ）

①交換対価を取引する市場

ヤマダホールディングス株式は、東京証券取引所市場第一部において取引されております。

②交換対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

ヤマダホールディングスは、全国の各証券会社等において媒介、取次ぎ等が行われております。

③交換対価の譲渡その他の処分の制限の内容

該当事項はありません。

(3) 交換対価の市場価格に関する事項（会社法施行規則第184条第4項第1号ハ）

本株式交換契約の締結を公表した日（2021年6月9日）の前営業日を基準として、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の東京証券取引所市場第一部におけるヤマダホールディングス株式の終値の平均は538円、565円及び551円となります。なお、ヤマダホールディングス株式の最新の市場価格等につきましては、東京証券取引所のウェブサイト（<https://www.jpx.co.jp/>）等でご覧いただけます。

(4) ヤマダホールディングスの過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容（会社法施行規則第184条第4項第1号ニ）

ヤマダホールディングスは、金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

5. 株式交換に係る新株予約権の定め の 相当性に関する事項

ヤマダホールディングスは、本株式交換に際して、基準時における以下の表の①から②までの第1欄に掲げる当社が発行している各新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権の内容及び株式交換比率を踏まえ、それぞれその所有する当社の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、第2欄に掲げるヤマダホールディングスの新株予約権をそれぞれ割当交付いたします。

	第1欄		第2欄	
	名 称	内 容	名 称	内 容
①	株式会社大塚家具 第1回新株予約権	別紙1記載	株式会社ヤマダホールディングス 第1回新株予約権	別紙2記載
②	株式会社大塚家具 第2回新株予約権	別紙3記載	株式会社ヤマダホールディングス 第2回新株予約権	別紙4記載

(注) 各内容欄に記載した別紙は、株式交換契約書（写）の別紙を示し、「定時株主総会参考書類別冊」の別紙1～4に記載しております。

6. 計算書類等に関する事項

(1) ヤマダホールディングスの最終事業年度に係る計算書類等の内容

ヤマダホールディングスの最終事業年度（2021年3月期）に係る計算書類等の内容については、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<https://www.idc-otsuka.jp/company/ir/meeting/>）において記載しております。

(2) ヤマダホールディングス及び当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

①当社

- (i) 当社は、2021年6月9日付の取締役会において、ヤマダホールディングスとの間で本株式交換契約を締結することを決議し、同日付で株式交換契約を締結しました。本株式交換契約の概要は、上記2.「本株式交換契約の内容の概要」及び定時株主総会参考書類別冊の別紙1～4に記載のとおりです。
- (ii) 当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催される当社の取締役会の決議により、基準時において当社が保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求により当社が取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時において消却する予定です。

②ヤマダホールディングス

- (i) ヤマダホールディングスは、2021年6月9日付の取締役会において、当社との間で本株式交換契約を締結することを決議し、同日付で株式交換契約を締結しました。本株式交換契約の概要は、上記2.「本株式交換契約の内容の概要」及び定時株主総会参考書類別冊の別紙1～4に記載のとおりです。
- (ii) ヤマダホールディングスは、2021年1月18日付の取締役会において、2021年7月1日付でヤマダホールディングスの連結子会社であるヤマダデンキを吸収合併存続会社とし、ヤマダホールディングスの連結子会社である株式会社ベスト電器、株式会社黒川デンキ、株式会社九州テックランド、株式会社マツヤデンキ、株式会社星電社、株式会社Project White及び非連結子会社である加藤商事株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施することを決議し、2021年7月1日付で吸収合併の効力が発生しました。

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は以下に記載のとおりです。

候補者番号

1

み し ま つ ね お
三 嶋 恒 夫

1959年9月10日生

再任

取締役候補者とする理由

当社の親会社である株式会社ヤマダホールディングスにおいて代表取締役社長を務めており、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に助言いただくことで、当社の経営体制の強化及び企業価値向上につながるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年 12月 株式会社サンキュー高島屋（現 株式会社サンキュー）入社
2000年 4月 同社取締役
2012年 10月 同社代表取締役社長
2015年 4月 株式会社エディオン転籍
2015年 6月 同社取締役 E L S 本部長
2015年 12月 同社退社
2017年 1月 株式会社ヤマダ電機（現 株式会社ヤマダホールディングス）入社
2017年 6月 同社執行役員副社長
2018年 6月 同社代表取締役社長兼代表執行役員 C O O
2020年 6月 同社代表取締役社長
2020年 7月 当社代表取締役会長
2020年 12月 当社代表取締役会長兼社長(現任)
2021年 4月 株式会社ヤマダホールディングス代表取締役社長兼 C O O（現任）

所有する当社の株式の数

なし

2

うえのいちろう
上野 一郎

1966年1月12日生

再任

取締役候補者とする理由

当社の取締役専務執行役員として、営業部門全般を担当し、その業務執行において適切な役割を果たしております。当社入社後、主要店舗の店長を歴任し営業活動の第一線を担うことで家具販売事業に関する現場視点での深い知識・経験を有しております。さらに、営業統括部門として営業諸施策の企画、実行に携わってきた経験から、当社グループの企業価値向上と持続的な成長のために適切な人材と判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 4月 当社入社
1995年～ 荻窪ショールーム店長に始まり、大阪南港ショールーム店長、有明本社ショールーム店長、新宿ショールーム店長など主要店舗の店長を歴任
営業本部担当部長
2014年 4月 執行役員営業本部担当部長
2014年 8月 執行役員営業本部担当部長兼有明本社ショールーム店長
2015年 4月 営業本部担当部長
2015年 10月 営業本部本社ショールーム統括担当部長兼有明本社ショールーム店長
2016年 2月 営業本部担当部長
2016年 11月 営業本部担当部長兼本社ショールーム統括担当部長
2016年 12月 営業本部担当部長兼本社ショールーム統括担当部長兼外商部長
2017年 3月 執行役員外商部長
2017年 6月 執行役員営業副本部長兼外商部長
2017年 11月 執行役員営業本部長兼外商部長
2019年 2月 執行役員営業本部長兼営業推進部長兼外商部長
2019年 3月 取締役執行役員営業本部長兼営業推進部長兼外商部長
2019年 4月 取締役執行役員営業本部長兼外商部長
2019年 12月 取締役執行役員営業本部長兼営業推進部長兼外商部長
2020年 5月 取締役執行役員営業商品本部長兼外商部長
2020年 7月 取締役専務執行役員営業商品本部長兼外商部長
2020年 12月 取締役専務執行役員営業本部長兼外商部長
2021年 1月 取締役専務執行役員営業本部長
2021年 3月 取締役専務執行役員営業本部長兼法人本部管掌
2021年 4月 取締役専務執行役員営業本部長（現任）

所有する当社の株式の数

1,224株

3

さ の はる お
佐 野 春 生

1965年2月27日生

再任

取締役候補者とする理由

当社の取締役専務執行役員として、経営管理部門を担当し、その業務執行において適切な役割を果たしております。当社入社後、営業部門、商品開発、流通部門の統括及び経営戦略の企画立案部門を担うなど豊富な経験と幅広い知見を有していることから、当社グループの企業価値向上と持続的な成長のために適切な人材と判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年	4月	当社入社
1999年	8月	幕張ショールーム店長
2003年	6月	商品部長
2005年	3月	執行役員商品部長
2008年	3月	上席執行役員商品部長
2009年	3月	取締役上席執行役員商品部長
2009年	3月	秋田木工株式会社取締役
2011年	3月	取締役商品部長
2011年	6月	取締役執行役員商品部長
2012年	3月	取締役上席執行役員商品部長
2013年	12月	取締役上席執行役員商品流通本部長兼商品部長
2014年	3月	取締役上席執行役員商品流通本部長
2014年	8月	取締役上席執行役員流通本部長
2015年	3月	取締役流通本部長
2015年	6月	取締役専務執行役員流通本部長
2015年	8月	取締役専務執行役員流通本部長兼経営企画室長
2015年	10月	リンテリア株式会社代表取締役社長
2016年	5月	取締役専務執行役員営業本部長
2016年	11月	取締役専務執行役員営業本部長兼営業企画部長
2017年	2月	取締役専務執行役員営業本部長
2017年	6月	取締役専務執行役員営業本部長兼東日本法人コントラクト営業部長
2017年	10月	リンテリア株式会社取締役
2017年	10月	取締役専務執行役員営業本部長兼商品本部長
2017年	11月	取締役専務執行役員商品本部長兼商品部長兼流通本部長
2018年	7月	取締役専務執行役員商品流通本部長兼商品部長
2019年	3月	秋田木工株式会社取締役（現任）
2019年	8月	取締役専務執行役員商品流通本部長兼商品部長兼海外営業部管掌
2020年	4月	リンテリア株式会社代表取締役社長
2020年	4月	レンタリア株式会社代表取締役社長
2020年	5月	取締役専務執行役員流通本部長兼海外営業部管掌
2020年	9月	取締役専務執行役員流通本部長
2020年	12月	取締役専務執行役員経営管理本部長兼経営企画部長（現任）

所有する当社の株式の数

1,261株

4

こ ま ひ ろ き
狛 裕 樹

1972年9月25日生

再任

取締役候補者とする理由

当社の取締役専務執行役員として商品流通部門を担当し、その業務執行において適切な役割を果たしております。当社入社後、店舗の営業から経営企画の統括部門を経験し、近時は、商品、流通部門を担当するなど幅広い知識・経験を有しており、当社グループの企業価値向上と持続的な成長のために適切な人材と判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

5

せ い の だ い す け
清 野 大 輔

1975年1月21日生

再任

取締役候補者とする理由

当社の取締役として営業部門を担当し、その業務執行において適切な役割を果たしております。当社の親会社である株式会社ヤマダホールディングスでの店舗営業から、店長、経営企画部門を担当し、家電販売事業に関する現場視点での深い知識・経験を有していることから、当社グループの企業価値向上と持続的な成長のために適切な人材と判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年	4月	当社入社
2005年～		本社管理職として、営業推進、ブランド構築、店舗開発等に従事
2012年	10月	有明本社ショールーム次長
2014年	8月	営業推進部次長
2015年	6月	営業本部次長
2015年	8月	経営企画室次長
2016年	2月	経営企画室次長兼営業本部担当部長
2016年	6月	経営企画室担当部長
2017年	11月	経営企画室長
2019年	3月	取締役執行役員経営企画室長
2019年	4月	取締役執行役員経営管理本部長兼経営企画部長
2020年	12月	取締役専務執行役員商品流通本部長（現任）

所有する当社の株式の数

1,224株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年	4月	株式会社ヤマダ電機（現 株式会社ヤマダホールディングス）入社
2001年	12月	同社テックランド福島店店長
2004年	3月	同社テックランド宇都宮本店店長
2008年	8月	同社テックランド宇都宮本店母店長
2009年	8月	同社営業本部営業統括部群馬・栃木地区部長
2019年	10月	同社営業商品本部長北関東支社群馬エリア長
2019年	12月	同社参事経営企画室経営戦略室
2020年	4月	同社参事経営企画室
2020年	7月	当社取締役営業商品副本部長
2020年	12月	当社取締役営業副本部長（現任）

所有する当社の株式の数

なし

6

むら さわ あつ し
村 澤 庄 司

1962年3月16日生

再任

取締役候補者とする理由

家電業界の取締役を経て、当社の親会社である株式会社ヤマダホールディングスの取締役を務めております。同氏は家電業界における経営全般の豊富な知識・経験を有していることから、当社の経営体制の強化及び企業価値向上につながるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月 株式会社東芝入社
2009年 3月 東芝アメリカ家電社社長
2010年 4月 株式会社東芝映像マーケティング事業部長
2014年 4月 東芝ライフスタイル株式会社取締役副社長
2016年 6月 東芝映像ソリューション株式会社代表取締役社長
2018年 6月 株式会社ヤマダ電機（現 株式会社ヤマダホールディングス）執行役員 S P A 商品開発室長
2019年 11月 同社執行役員事業統括本部長兼 S P A 商品事業部長
2020年 6月 同社取締役兼専務執行役員事業統括本部長
2020年 7月 当社取締役（現任）
2020年 10月 株式会社ヤマダホールディングス取締役
2021年 4月 同社取締役兼執行役員事業統括本部管掌（現任）

所有する当社の株式の数

なし

7

な とり あき ひろ
名 取 曉 弘

1972年10月25日生

再任

取締役候補者とする理由

当社の親会社である株式会社ヤマダホールディングスにて商品部門を歴任し、特に家具・インテリア商材の開発及び販売に深い知識と経験を有していることから、当社の経営体制の強化及び企業価値向上につながるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年 3月 株式会社ダイクマ入社
2004年 9月 株式会社ヤマダ電機（現 株式会社ヤマダホールディングス）入社（転籍）
2005年 9月 同社商品管理事業本部白物商品管理事業部MD
2006年 1月 同社営業本部商品管理事業部 SMD
2007年 9月 同社海外事業推進室エレンタ営業部次長
2008年 4月 同社営業本部商品統括部 GMS 商品部エレンタ担当部長
2015年 8月 同社商品本部 GMS 商品部長
2017年 6月 同社住宅営業本部インテリアリフォーム商品企画室長
2019年 11月 同社事業統括本部インテリア家具事業部長（現任）
2020年 7月 当社取締役（現任）

所有する当社の株式の数

なし

8

あ 　　なん 　　ごう
阿 　　南 　　剛

1977年3月20日生

再任 社外 独立

社外取締役候補者とする理由及び期待される役割

これまで社外取締役として、弁護士経験から高度な専門的知識と企業法務に関する豊富な経験からの確かな助言をいただいております。なお、同氏は社外取締役以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業統治に関する見識を有していることから、当社取締役会において、意思決定の妥当性・適法性を確保すべく適切な助言・提言をいただけるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

なお、当社社外取締役就任期間は、本株主総会終結の時をもって1年になります。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2001年 10月 弁護士登録 森総合法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所）入所
2007年 4月 末吉総合法律事務所（現 潮見坂総合法律事務所）開設、同所パートナー（現任）
2020年 7月 当社社外取締役（現任）

所有する当社の株式の数

なし

- (注) 1. 三嶋恒夫氏は株式会社ヤマダホールディングスの代表取締役を兼務しており、当社は同社と人員の出向や商品の仕入、販売等の取引を行っております。その他の各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 三嶋恒夫氏、清野大輔氏、村澤庄司氏及び名取暁弘氏の現在及び過去10年間の親会社等における業務執行者としての地位及び担当につきましては、「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりです。
3. 上野一郎氏、佐野春生氏及び粕裕樹氏の所有する当社の株式数には、2021年4月30日現在における役員持株会を通じての保有分を含めて記載しております。
4. 阿南剛氏は社外取締役候補者であります。当社は、阿南剛氏を株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員として届出をしており、本総会において阿南剛氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員として届出をする予定です。
5. 当社は、阿南剛氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に規定される最低責任限度額としており、本総会において阿南剛氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定です。
6. 当社は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役、執行役員及びその他会社法上の重要な使用人を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者の法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。本総会において各候補者の選任が承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

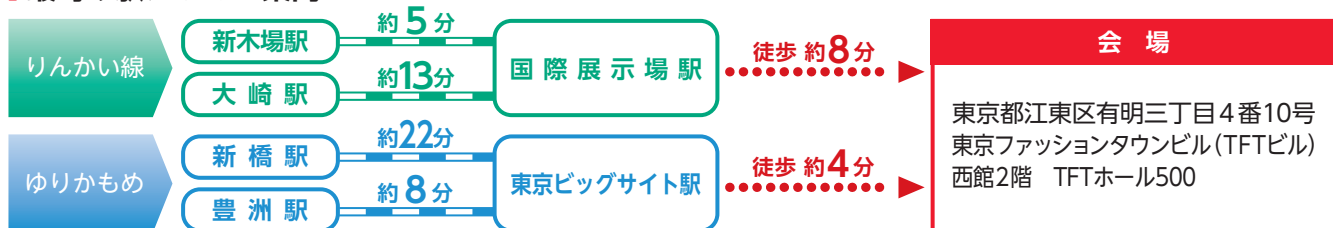
〈メ モ 欄〉

[illegible]

第50回定時株主総会 会場ご案内図



■ 最寄り駅からのご案内



※最寄り駅からは、東京ファッションタウンビル(TFTビル)東館2階のエントランスよりお入りいただき、奥の西館へお進み下さい。



UD FONT
by MORISAWA

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。